

令和7年12月定例会

委員会会議録

〔 総務文教常任委員会
建設環境常任委員会
健康福祉常任委員会 〕

行田市議会

令和7年12月行田市議会定例会委員会会議録目次

◎総務文教常任委員会（12月15日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会（午前 9時28分）	4
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議案第75号について	5
議案第75号の質疑	6
休憩（午前10時02分）	15
<hr/>	
再開（午前10時04分）	15
議案第75号について	15
議案第75号の質疑	16
議案第84号について	16
議案第84号の質疑	18
議案第84号の討論、採決	25
休憩（午前10時35分）	25
<hr/>	
再開（午前10時44分）	25
議案第75号について	26
議案第75号の質疑	27
休憩（午前10時52分）	28
<hr/>	
再開（午前10時55分）	28
議案第78号について	28

議案第78号の質疑	29
議案第78号の討論、採決	31
休憩（午前11時04分）	31
<hr/>	
再開（午前11時08分）	31
議案第75号について	32
議案第75号の質疑	32
議案第75号の討論、採決	33
休憩（午前11時14分）	33
<hr/>	
再開（午前11時15分）	33
議案第79号について	34
議案第79号の質疑	35
議案第79号の討論、採決	37
休憩（午前11時25分）	37
<hr/>	
再開（午前11時26分）	38
閉会の宣告	38
閉会（午前11時27分）	38
署名委員	39

※

◎建設環境常任委員会（12月11日）

付託案件	41
出席委員（6名）	42
欠席委員（0名）	42
説明のため出席した者	42
事務局職員出席者	42
開会（午前9時29分）	43

開会の宣告	4 3
開議の宣告	4 3
議案第 7 7 号について	4 4
議案第 7 7 号の質疑	4 5
議案第 7 7 号の討論、採決	4 6
休 憩 (午前 9 時 4 1 分)	4 7
<hr/>	
再 開 (午前 9 時 4 4 分)	4 7
議案第 7 5 号について	4 8
議案第 7 5 号の質疑	4 9
休 憩 (午前 1 0 時 0 2 分)	5 3
<hr/>	
再 開 (午前 1 0 時 0 4 分)	5 3
議案第 7 5 号について	5 4
議案第 7 5 号の質疑	5 4
休 憩 (午前 1 0 時 0 9 分)	5 5
<hr/>	
再 開 (午前 1 0 時 1 1 分)	5 5
議案第 7 5 号について	5 6
議案第 7 5 号の質疑	5 7
議案第 7 5 号の討論、採決	5 9
閉会の宣告	6 0
閉 会 (午前 1 0 時 2 4 分)	6 0
署名委員	6 1

※

◎健康福祉常任委員会 (1 2 月 1 2 日)

付託案件	6 3
出席委員 (7 名)	6 4

欠席委員（0名）	6 4
説明のため出席した者	6 4
事務局職員出席者	6 4
開 会（午前 9時29分）	6 5
開会の宣告	6 5
開議の宣告	6 6
議案第76号について	6 6
議案第76号の質疑	6 7
議案第76号の討論、採決	6 8
休 憩（午前 9時39分）	6 8
<hr/>	
再 開（午前 9時43分）	6 8
議案第75号について	6 8
議案第75号の質疑	7 1
議案第75号の討論、採決	7 9
休 憩（午前10時17分）	7 9
<hr/>	
再 開（午前10時30分）	7 9
議案第81号について	7 9
議案第81号の質疑	8 0
議案第81号の討論、採決	8 3
議案第82号について	8 4
議案第82号の質疑	8 4
議案第82号の討論、採決	8 7
議案第85号について	8 7
議案第85号の質疑	8 9
議案第85号の討論、採決	9 8
閉会の宣告	9 9
閉 会（午前11時34分）	9 9
署名委員	1 0 1



総務文教常任委員会

12月15日（月曜日）

令和7年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和7年12月15日（月曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）
議案第78号 行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
議案第79号 行田市公告式条例等の一部を改正する条例
議案第84号 行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 審査日程 **【教育委員会・学校教育部】**
議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）
【教育委員会・生涯学習部】
議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）
議案第84号 行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
【総合政策部】
議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）
議案第78号 行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
【総務部】
議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）
議案第79号 行田市公告式条例等の一部を改正する条例

○出席委員（7名）

委員長	町田光	委員	3番	梁瀬里司	委員
副委員長	駒見行彦	委員	4番	新諒平	委員
1番	香川宏行	委員	5番	村田秀夫	委員
2番	大屋彰	委員			

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

安田俊一	参事
川上清	参事兼総合政策部 企画政策課長 事務取扱
野辺博彦	総合政策部次長兼 広報広聴課長
朝見寿行	財産管理課長
三村佑次	情報政策課長
浅見知正	総務部長
白井克典	総務課長兼 選挙管理委員会 書記長
瀬尾昌之	税務課長
今井良和	総務部副参事
細谷博之	学校教育部長
嶋村理彦	学校教育部次長兼 教育指導課長
飯田勝雄	学校給食センター 所長
長島浩司	生涯学習部長兼 参事
伊藤賀章	スポーツ振興課長

○事務局職員出席者

書 記 大 澤 光 弘

午前 9時 28分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆様、おはようございます。

少し時間は早いのですが、皆さんおそろいのようなので、始めさせていただきたいと思
います。

皆様のご協力をいただきながら、当委員会がスムーズに進行しますようお願いいたしまし
て、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止し
ますので、よろしくお願いいたします。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申
し添えいたします。

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理
上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。

また、説明、質疑及び答弁につきましては簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお
願いいたします。

今回、当委員会に付託されました案件は議案4件であります。

審査につきましては、お配りしております審査日程により行います。

なお、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算に係る討論及び採決については、
総務部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

初めに、教育委員会、学校教育部所管の議案について審査を行います。

まず、細谷学校教育部長にご挨拶をお願いいたします。

○学校教育部長 皆様、おはようございます。

町田委員長、駒見副委員長をはじめ総務文教常任委員会の皆様には、日頃より教育行政の
推進に格別なるご理解とご支援を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

本日、これからご審議いただく案件は、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算
(第5回)のうち、学校教育部の所管部分となります。

説明につきましては各所属長からさせていただきますので、何とぞ慎重審議を賜りますよ

うお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第75号について

○委員長 次に、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、学校教育部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、教育指導課所管部分について説明をいたします。

議案書の18ページをお願いいたします。

初めに、第3表債務負担行為補正の上から5番目、小学校水泳授業委託でございます。

小学校プールの老朽化に伴い、これまで、6校でプール施設を所有する民間スポーツクラブに業務委託し、水泳授業を実施しております。令和8年度から新たに実施する小学校残り6校を、民間に業務委託するものでございます。令和8年度当初から業務に着手する必要があることから、債務負担行為を設定し、今年度中に契約締結に係る事務手続を行い、業務の円滑な遂行を図るものでございます。

なお、安定的な事業運営を行うため、加えて施設確保の観点などから、長期契約といたしました。期間は令和7年度から令和12年度まで、限度額1億1,412万3,000円でございます。

次に、上から6番目、外国語指導助手付帯業務委託でございます。

委託業務の内容は、外国語指導助手（ALT）の研修、授業の参観と指導内容の評価、市が行うALTの募集や任用の業務に対する支援など、ALTの直接雇用に係る附帯業務でございます。優秀な外国語指導助手を安定的に確保し、本市の英語教育の質を維持するためには、こうした業務に係る専門的な業者に委託することが必要であると考えております。

令和8年度当初から業務に着手する必要があることから、債務負担行為を設定し、本年度中に契約締結に係る事務手続を行い、業務の円滑な遂行を図るものでございます。期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は237万6,000円でございます。

次に、上から7番目、外国語指導員派遣業務委託でございます。

委託業務の内容は、外国語指導員1名を市内幼稚園7園へ派遣し、歌やダンス、英会話などの指導を通して園児の英語教育を推進するもので、この業務全般を専門的な業者に委託す

るものでございます。

令和8年度当初から業務に着手する必要があることから、債務負担行為を設定し、本年度中に契約締結に係る事務手続を行い、業務の円滑な遂行を図るものでございます。期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は402万6,000円でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長 次に、飯田学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 それでは、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、学校給食センターに関する部分についてご説明いたします。

議案書の42ページをお願いいたします。

10款5項3目学校給食センター費の右ページ、説明欄の◎学校給食センター管理運営費の10節賄材料費3,276万3,000円は、物価高騰による給食食材価格の上昇に伴い不足が見込まれることから、措置するものでございます。

以上で学校給食センター所管部分の説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第75号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 香川宏行委員。

○1番 香川委員 それでは、債務負担行為について質疑をさせていただきます。

一番下の外国語指導員派遣業務委託ですが、先ほど説明の中で、幼稚園7園にALTの派遣というお話でしたが、まずALTの人数、それと幼稚園に何回頻度、これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 答弁を求めます。

嶋村課長。

○教育指導課長 ALTの人数は1名でございます。また、月に2回の訪問を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 この金額ですから1名だとは思っていたんですが、月2回の訪問ということで、例えば曜日とか時間帯とか、そういうものは園との調整によるということによろしい

でしょうか。

○委員長 嶋村課長。

○教育指導課長 そのとおりでございます。

曜日等については調整をし、1回当たりが25分程度を目安に、各クラスの指導をしております。また、それ以外の部分でも、給食の時間や外遊びの時間、また、行事等も一緒に触れ合う等で、国際理解教育についても推進しているところでございます。

以上でございます。

○1番 香川委員 ありがとうございます。了解しました。

○委員長 他に質疑ございますか。

梁瀬里司委員。

○3番 梁瀬委員 同じところですけども、外国語指導員派遣業務委託ということで、先ほど業者ということですけども、どちらの業者かというのを教えていただきたいのと。

あと、その2つ上です。小学校水泳授業委託ですけども、何月から何月ぐらいにかけて行われるのでしょうか。

以上です。

○委員長 嶋村課長。

○教育指導課長 1点目については、ジョイトークというところでございます。

2点目については、4月から3月まで、1年を通して指導しているところでございます。

以上でございます。

○3番 梁瀬委員 はい、分かりました。

○委員長 他に質疑ございますか。

村田秀夫委員。

○5番 村田委員 学校給食センターの関係と債務負担行為の小学校水泳授業の委託の債務負担行為の関係、2点伺いたいんですけども。

まず、学校給食センター管理運営費のほうで伺いたいのは、賄材料費の食材費高騰分を保護者負担に転嫁しないように、市のほうでこの分を追加的に予算措置をしてやるという趣旨かと思うんですけども、児童・生徒1食分当たりの単価というのでしょうか、この3,200万円強で、1食当たりになると幾らぐらいの——そういう意味では助成という言葉を使っていいのか——経費が予算化されるのか。たしか、それぞれ児童・生徒、小学校、中学校と、食費の単価というのは、以前、説明等でも出されたことがあったかと思しますので、そ

れに加えての経費ということで教えていただきたい。

それから、もう1点が債務負担行為の小学校水泳授業の委託の関係ですけれども、本会議で斉藤議員がかなり詳しく質疑しておりますので、それでも不明なところを伺いたいと思うんですけれども、令和6年、令和7年とそれぞれ委託をして、もう既にやっていますけれども、さらに今回6校追加してやるわけですけれども、委託先の選考は、事実上1校に1業者ということになってしまうのか、改めてどうなるのか確認的に伺います。

業者がほかにも2業者、こうした水泳教室をやっているところがあるということで、業者を分散させたほうが、学校側の都合とかも考慮した上で、柔軟な水泳授業の計画を立てやすいのではないかと思うんですけれども、そういう点からも、委託先の分散化というのは検討できないのかという点をまず伺いたいと思います。

○委員長 それでは、答弁を求めます。

先に、飯田所長。

○学校給食センター所長 それでは、1食当たりの賄材料費の経費についてお答えいたします。

令和7年度の給食提供回数は190回予定していますので、これに伴い賄材料費は、給食費から換算すると、小学校が1食当たり238円、中学校が1食当たり281円となります。補正予算後の賄材料費の1食当たりの単価についてですが、小学校が315円、中学校が372円となる見込みです。

以上で答弁いたします。

〔「その差額が補助した分と考えていいんですか」と言う人あり〕

○学校給食センター所長 申し訳ありません。追加で説明させていただきますと、小学校が賄材料費1食当たり315円となりますので、1食当たりの市費負担額は77円、中学校は1食当たり372円となりますので、市費負担額が91円、その分が市費の負担という形となります。

以上でございます。

○委員長 次に、嶋村課長。

○教育指導課長 業者選定につきましては、民間施設の委託先の選定でございますが、水泳授業の委託という特殊性に鑑み、市内において履行可能な複数の事業者から見積りを徴取し、価格や条件などを比較考慮した上で、最も適切な業者を選定してまいります。

また、これまで同一業者による委託ですけれども、安定した運営と一定の成果が確保されてきたところでございます。市内であればバス移動なので、分散して授業の確保がということでは心配ないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 学校給食のほうは、今の単価と比較して随分値上がりがすごいですね、賄材料費は分かりました。よろしくをお願いします。

水泳の授業委託の関係ですけれども、バスでの移動なので心配ないというのは、私の問いかけとあまりかみ合っているようには思えないんですけれども、現実的にお願いできる業者が1社しかないというようなことなのかと思うんですけれども、たしか斉藤議員の質疑に対する答弁でも、1社になるような可能性が高いというようなことを答弁されていたように思うんですけれども、水泳時間が従来よりも、委託じゃない直営だったときよりも少ない、そういう現状と比較するとね。そういうご答弁もあったわけですけれども、今の時間量というのを確保しようという、そういう仕様にはなっていないのでしょうか、そういう努力はされていないのかということをお尋ねしたいですが。

○委員長 嶋村課長。

○教育指導課長 現在の指導回数及び指導時間が確保されるよう、そういう仕様となるよう調整を進めてまいります。また、時間についても、1回が60分で5回という内容については、十分指導が確保されているものと認識しております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 現在の指導を確保するように努めていきたいということですが、先ほどの答弁の一方で、本会議の質疑での市の答弁としては、専門のインストラクターが指導しているので、質的に遜色ない授業ができているというそういう説明で、時間数が委託によって少なくなっても問題はないという認識を示されたわけですが、その論理ですと、どこまでも時間を減らしても、質的に十分その分をカバーしているということでは、この後、今回12校全部やるとなったときに、本当に確保することができるのかどうか、心配でするんですけれども、最低限これだけの時間は確保してくださいという、そういう考えを持っての仕様にはしていないのでしょうか。

○委員長 嶋村課長。

○教育指導課長 現在、60分掛ける5で300分というその時間は、十分指導内容がクリアできると認識しているところです。学校では45分掛ける10回程度なので、それを計算すると単純に450分になります。それに比べて300分というのは少ないとお考えだと思っておりますけれども、

学校での45分の中には、実際にプールの中に入って指導を受けている時間のほかに、準備運動だったり着替えだったりというところも含まれての45分なので、そんなに違いがなく、この300分というか、1回60分というのは、しっかり指導してもらっての60分なので、十分確保されているというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

そういう60分と45分の内容面での説明からですが、そこは分かりました。

改めて、その一方で、最低限この時間は8年度以降確保するという、そういうラインは持っているのかいないのかをお聞きするのと。

それから、学校間のスケジュールで、年180回を各校割り振って云々というご答弁があったわけですがけれども、分かりやすく言って、1クラス何回やることになる、そういう委託の内容でしょうか。そこをお願いします。

○委員長 嶋村課長。

○教育指導課長 60分掛ける5回という300分というのは、どこの学校でも必要最小限というか、十分に確保できると考えていて、これは確実に仕様書の中で確保するようにしていきます。

また、1クラスは60分掛ける5回です。

以上になります。

○委員長 よろしいですか。

○5番 村田委員 はい。

○委員長 他に質疑ありますか。

新委員。

○4番 新委員 よろしくお願ひいたします。

債務負担行為の外国語指導助手付帯業務委託と指導員派遣業務委託というところですがけれども、派遣業務委託のほうは先生が出るんですけども、指導助手付帯業務というの、1人専任を置いて、何か助手的なものを用意するのかというのをまず伺えますでしょうか。

○委員長 嶋村課長。

○教育指導課長 ジョイトークというところに業務委託をしております、そこから派遣される指導員が来まして、それについては1人だったり、場合によっては違う人が来たりという

ふうに、その場合によって違うんですけれども、人数については特に1人というふうには限られておりません。

○委員長 新委員。

○4番 新委員 ありがとうございます。

指導員は人数だと思うんですけれども、指導助手というのも、人数は決まっていなくても、派遣されたりするようなものなんでしょうか。

○委員長 嶋村課長。

○教育指導課長 それは幼稚園への派遣についてでございますか。

○4番 新委員 外国語指導助手付帯業務委託というような言葉があるので、指導助手というのは、何か先ほど評価をしたりとかって説明があったんですけれども、何か別に人に対しての費用なのかとか、会社に対して払う作業の委託なのかというのを伺えますか。

○委員長 嶋村課長。

○教育指導課長 会社に対して払うものでありまして、外国語指導助手（ALT）は12名おりまして、それに対する研修等のお願いすることに関して支払うものでございます。

以上です。

○委員長 新委員。

○4番 新委員 ということは、基本的に会社への委託、お金を払って評価などをしてもらうということだったんですけれども、先ほど指導内容の評価というご説明がございまして、ALTとか、派遣していただく指導員の評価というのはどのような評価方法で、実施してみてもういった評価が得られてこの継続というような形になったのか、伺えますでしょうか。

○委員長 嶋村課長。

○教育指導課長 各学校からの評価だったり、あとは実際に業者、また、こちらも出向いて授業参観して、そこで評価をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長 新委員。

○4番 新委員 そうですね。評価の内容、どのような基準で、何を指標として評価をしているのか、伺えますでしょうか。

○委員長 嶋村課長。

○教育指導課長 実際にALTとして適切かというところで、子どもへの指導内容だったり、あとは各学校での業務の様子だったりというところを、それは一例ですけれども、そういう

ものを評価として、こちらも学校も、そして業者も評価しているところでございます。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 大屋委員。

○2番 大屋委員 ありがとうございます。

債務負担行為補正の中で、先ほど香川委員も質疑されました外国語指導員派遣業務委託ということで、ALTを7園に1名を月2回を予定しているという説明だったんですけども、それは来年度の園に入園する方みんな含めて、1名で大丈夫という計算で1名にされたかどうかについてお答えいただけますか。

○委員長 嶋村課長。

○教育指導課長 園には月2回という回数で行っているわけですけども、それを計算したところ、1人で足りるというふうな、この委託業者の判断の下、こちらをお願いするものでございます。

以上でございます。

○2番 大屋委員 はい、分かりました。

○委員長 よろしいですか。

他にご質疑等がありますか。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 給食センター賄材料費についてお伺いしたいと思います。

先ほど金額の部分は分かっているんですが、この中にはお米も含まれているのか、あるいは要はおかずの部分だけなのか、それをまずお聞きしたいと思います。

○委員長 飯田所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。

賄材料費には、お米、おかず、牛乳の全ての食材費を含んでいます。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 ありがとうございます。

それと、いわゆるお米とおかずと牛乳というお話だったんですけども、地産地消の観点から、どの程度市内のものを使われる予定でしょうか。

○委員長 飯田所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。

正確な数字は今ないですけれども、お米に関しては、行田産のお米を100%使用しております。野菜につきましては、地のものが使えるときには、行田産の野菜を使用しております。例えば、今年度使った野菜ですと、サツマイモやネギなどとなります。

以上でございます。

○1番 香川委員 牛乳はわたぼくでという理解でよろしいですか。

○委員長 飯田所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。

牛乳については、森乳業さんから提供していただいております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○1番 香川委員 はい、分かりました。

○委員長 他にご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 1点、委員長から確認したいんですけども、よろしいですか。

先ほどの給食センターの賄材料費の質疑が出ていましたけれども、小学校が238円、中学校が281円ですか。これ、県内でも低いほうだと思っています。多分、金額的には最下位の。このほかに、行田市の場合は、賄材料費は保護者が負担、そのほかの人件費、施設設備費、修繕費、水道光熱費等々が、市のほうで負担している形になっていると思っています。

先ほどの金額を聞くと、小学校で約80円近い金額が上がっていて、中学校で90円ぐらいと。割合的には結構な金額だと思っています。これは、多分平成28年から給食費は上がっていないとも認識しています。決して補助することがどうのこうのじゃなくてですね。

ただし、学校給食法の中で、保護者負担という部分があります。その中で、正確な名前が思い出せないですけれども、運営審議会か何だかそういうものがあって、値段を決めたりとかする機関があると思いますけれども、そういう中でこれ自体の話題は上がっているのか。上がっている中で、学校給食の保護者負担の部分ですね、値上げは考えているのかと、上げているとしたらどのぐらいの割合になっているのかという、お聞きしたいなと思っています。お願いします。

飯田所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。

学校給食センター運営委員会の中で、学校給食費が今、適正な価格であるかどうかというのは毎回審議に上がって、委員から意見をいただいているところでございます。

先日も運営委員会を開催いたしまして、現状の学校給食費が適正であるか、賄材料費の市費負担等の説明をさせていただいたところ、委員の意見からといたしましては、現状のままだと不足するのは理解しているという意見があります。ただ、給食費の値上げというのは、いきなり今の賄材料費の金額の給食にすると、給食費がいきなり高額になってしまいますので、一気に給食費を上げるというのは保護者負担、保護者の理解が得られないという意見がありました。ただ、今のままですと、栄養価のこともありますし、給食費を頂きながら学校給食を運営していくことが最適であるという委員の意見がありましたところ、現状ですと、給食費は20%程度は上げるのが必要でないかという意見をいただいているところでございます。現状はまだ意見という段階でございますので、報告までとさせていただきます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ということは、先ほどのいきなり上げるのではないという答弁の中でありましたけれども、そうすると20%ということは、まだ、実際に賄材料費が物価高騰で上がった部分に関しては追いつかない、けれども、20%上げていくべきではないかというご意見が出ているということではいいですか。

学校教育部長。

○学校教育部長 すみません。

そうですね。令和7年度、今回、賄材料費、補正を出させていただいております。これを足して給食費で割りますと、143%ぐらいですね。34%一般財源の持ち出しがあるというような状況でございます。これを120%に抑えようというところで、給食センター運営委員会のほうでは答えが出ていると。だから、14%はまだ一般財源というのがどうしても、これを120%にしても一般財源の持ち出しは出るというような解釈でございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

他によろしいですか。

他に質疑の申出はございませんので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、学校教育部所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10時 02分 休憩

午前 10時 04分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイク使用の上お願いいたします。

また、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、教育委員会、生涯学習部所管の議案について審査を行います。

初めに、長島生涯学習部長にご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習部長 改めまして、おはようございます。

町田委員長、そして駒見副委員長はじめ総務文教常任委員の皆様には、日頃、生涯学習部所管の事業につきましてご理解とご協力をいただきましたこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございます。

本日は、2議案についてご審議をいただく予定でございます。

議案第75号の補正予算につきましては、総合体育館の柔道場及び剣道場の空調設備を整備するための関係経費を新たに措置するものでございます。

また、議案第84号の条例案につきましては、総合体育館メインアリーナ及びサブアリーナの空調設備使用料について規定するとともに、所要の改正を行うものでございますので、詳細な説明につきましてはこの後、担当課長から説明申し上げますので、委員の皆様には慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第75号について

○委員長 次に、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、生涯学習部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 今日はよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）につきまして説明申し上げますので、議案書の42ページをお願いいたします。

10款教育費、5項2目体育施設費は、総合体育館の柔道場及び剣道場において、猛暑に伴う熱中症予防のほか、市内最大規模の指定避難所として災害時における避難生活環境の向上を図るため、速やかに空調設備を整備する必要があることから、委託設計料を措置するものでございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、32ページをお願いいたします。

21款市債、1項8目教育債は、今般の総合体育館の柔道場及び剣道場の空調設備改修事業に対するものでございます。

続きまして、繰越明許の補正について申し上げますので、18ページをお願いいたします。

10款5項保健体育費、総合体育館設備整備事業は、委託する設計業務が年度内に完了できない見込みであることから、繰越明許費を設定するものでございます。

最後に、地方債の補正について申し上げますので、19ページをお願いいたします。

総合体育館設備改修事業について、起債の限度額を5億4,540万円から290万円増額し、5億4,830万円とするものでございます。

以上で議案第75号の説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明が終わりました。

△議案第75号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑の申出はございません。質疑を終結いたします。

以上で、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、生涯学習部所管部分についての審査を終了いたします。

△議案第84号について

○委員長 次に、議案第84号 行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 それでは、議案第84号 行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正

する条例について説明申し上げます。

議案書の80ページお願いします。

本案は、総合体育館のメインアリーナ及びサブアリーナについて、今年度に空調設備整備工事が完了する予定でありますことから、その空調設備使用料について規定するとともに、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容について、条例案新旧対照表により説明申し上げますので、新旧対照表の19ページをお願いします。

第11条、使用料の還付についてですが、既に納付した使用料を還付する要件に、「その他教育委員会が必要と認めるとき。」を追加するものです。

次に、第16条、指定管理者による管理についてですが、第2項において、読替え規定の引用条項を改めるものです。

次に、第26条、利用料金の返還についてですが、受領した利用料金を返還する要件に、「その他指定管理者が必要と認めるとき。」を追加するものです。

20ページをお願いいたします。

次に、総合体育館附属設備の使用料を規定する別表第3のうち、総合体育館駐車場に設置されている電気自動車用急速充電スタンドについて、現在使用不能でありますことから、同規定を削除するものです。

また、新たにメインアリーナ全面やメインアリーナ3分の1面、サブアリーナ2分の1面など利用面積に応じた空調設備の使用料について、規定を追加するものです。

21ページお願いいたします。

別表第3の備考について、駐車場急速充電スタンドに関する規定を削除し、新たに空調設備の利用について、6月1日から9月30日までを夏季期間と定め、当該期間の施設利用に当たっては、空調設備の使用料を納付しなければならない旨を規定するものです。

また、夏季期間以外の施設利用時に利用者が空調設備の利用の有無を選択することとし、メインアリーナ、卓球室またはサブアリーナを全面で利用する場合に限り、空調設備を利用することができることなどについて規定するものです。

戻りまして、議案書の82ページをお願いします。

附則でございますが、施行期日を令和8年6月1日とし、同日以降の施設の利用について適用しようとするものです。

以上で議案第84号の説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第84号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○5番 村田委員 使用料の設定の関係で幾つか伺っていきたいんですけども、まず、今回の使用料算定では、市の公共施設の見直し基本方針ですか、これに基づいて、施設の減価償却費を基に算定した、こういう説明をいただいているんですけども、減価償却費というのは整備費の全額というのか、そこところが不明確な説明ですけども、この減価償却費というものの経費とは何をいっているのか、そこについて改めて、正確にご答弁お願いしたいと思うんです。

それと、2つ目ですけども、近隣自治体で類似のこうした大型のスポーツ施設、類似施設といってもなかなか数は少ないかもしれないですけども、類似の施設の空調設備、設置されている場合、使用料金の設定どのようになるのか、可能な限りのところで比較の状況を教えてください。

○委員長 はい。

○スポーツ振興課長 それでは、質疑にお答え申し上げます。

まず、使用料の算定に当たっての減価償却費ですけども、減価償却費とは、皆さんご存じのとおり、建物や機械、車両など高額な固定資産の購入費用を、時間の経過、耐用年数に応じて分割し、毎年の経費として計上するものでございます。

先ほどおっしゃられた行田市使用料・手数料見直し基本方針による減価償却費の計算式を申し上げます。

まずは、今回でいいますと、空調設備の取得価格、それに0.9を乗じたものを耐用年数で割ったものが、使用料算定に導くための計算式でございます。

次に、具体的な数字を申し上げますと、まず、取得価格ですけども、買うことに当たって、緊急防災・減災事業債を使っておりますので、7割は普通交付税で将来的に返還されることを見越して、取得価格の30%にしております。30%が一般財源のポジションになります。その取得価格30%に0.9を乗じて、次に耐用年数ですけども、こちらは固定資産税等の大型空調設備の耐用年数として、15年で除したものを経費として計算に算入しております。

次に、近隣の市町村ですけども、例えば行田市は、本市のメインアリーナ全面利用で1

時間空調使用料4,200円としております。近隣ですが、深谷市ビッグタートル、こちら行田市と同じ冷温式の空調設備を使っておりまして、1時間1万5,000円です。さいたま市記念総合公園体育館というのがありまして、こちらは1時間1万470円です。次が熊谷スポーツ公園、ドームですけれども、そちらのほうは1時間5,450円。次に、和光市総合体育館です。こちら市と同じ冷温水方式でやっておりまして、1時間4,180円。

例えば、ほかの市町村で上尾市民体育館というのがありまして、こちらはエコキュートの空調ですけれども、1時間4,000円。最後に、鴻巣市立総合体育館、こちらスポットバスターカによる空調ですけれども、1時間1,800円です。

といったところでございますので、本市の料金設定としては、これらと比較して高過ぎとは考えてなく、平均的な金額ではないかと考えております。

以上です。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 分かりやすい説明ありがとうございました。

確認ですけれども、1点目の減価償却費の関係ですけれども、そうすると、設備を設置するためにかかった工事費、取得費、そのままの金額が計算式の中にのっかって、使用料として転嫁される母数ではなくて、そのうちの7割は交付税措置されるから、市の支出は結果的にはないわけだから、3割の経費が、続く計算式によって導かれる使用料の額の母数というか、出発点になる数字だと、こういう理解でいいのか、確認です。

○委員長 伊藤課長。

○スポーツ振興課長 本市の計算式においては、原価算定方式を採用しておりますので、その原価の数字を導く部分の1つとしては、おっしゃるとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

梁瀬里司委員。

○3番 梁瀬委員 空調の関係ですけれども、確認ですけれども、夏季期間ということで6月1日から9月30日までということですが、これはもう朝から晩まで、この期間はずっと入ってしまうのかという確認と。

あと、先ほど避難所にもなるということで、夏季は分かるんですけども、冬季は何か考えているのかどうかというところです。

あと、先ほどの利用料金の話もあったんですが、他市と比べても比較的安いのかとは思

んですけども、実際、空調が入ることが分かれば、この利用者ですか、増えるのかどうかという、その辺の見込みというのは考えているのか、お聞きいたします。

○委員長 伊藤課長。

○スポーツ振興課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、夏季期間ですけれども、朝から晩までつけるのかという質疑ですけれども、まず、空調のオン・オフに当たっては1つの基準を設けようというふうに今考えており、その運用基準を考えております。

例えば、熱中症アラートとか、よくある室温が28度以上とか、夏季もさることながら、冬季に関しても、あまりに寒過ぎて、要は運動のパフォーマンスが向上できないというところも鑑みて、一番ベストな室温の運用とか、そういった基準を設けて、つけるつけないというのは判定していこうと考えております。

次に、冬季は、冷暖房完備ですので、暖房もつけることができます。いろいろスポーツ団体にもお話は伺っているんですけども、冬はつけないよというところは多いんですけども、そんな中で、市の催事とかもあつたりするため、かるた大会とか、そういう場合に暖房とかつけるということは想定しております。

最後に、他市と比較して、利用料金は平均だから、要は空調料金は確かに確実に納めていただくという設定にしたんですけども、基本的には熱中症予防というところで、必ずつけてくださいというふうをお願いして、例えば人によっては、夏、空調なんか要らないよというって使わない人もいるかもしれませんが、空調が整った快適な中でスポーツ・運動ができるというところを、より広く市内・市外に周知していこうと考えておりますので、利用者は増えると考えております。

以上です。

○委員長 梁瀬委員。

○3番 梁瀬委員 ご説明ありがとうございます。

確認ですけれども、そうすると、夏季期間であっても、天候によっては入れない場合もあるんですけども、料金は空調を使用した金額ということになるんですか。

○委員長 伊藤課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

基準を定めますので、例えばすごい寒い日があつたりした場合は、料金を納める都合上、どうしても体育館は先払いになってしまいます。なので、納めていただくんですけども、

同時に今回の条例改正で還付の規定も整えております。そういったことで、どうしても後からの振込なり現金なりでお金はお返しする形となりますので、空調のオン・オフにつきましては料金と連動する形を考えております。

○委員長 梁瀬委員。

○3番 梁瀬委員 そのところは分かりました。

冬季のところですけども、これは何というのかな、希望すれば入れてくれたりとか、そういうこともできるんでしょうか。

○委員長 伊藤課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

今回の条例ですと、例えば冬季の場合は、メインアリーナとかサブアリーナを全面で使う場合に限り、暖房を入れることができるとはしているんですけども、どうしてもいろいろな不測の事態が起こったりしますので、そこは臨機応変に対応していこうと考えております。

○3番 梁瀬委員 はい、ありがとうございました。

○委員長 他にご質疑ございますか。

新委員。

○4番 新委員 よろしく申し上げます。

私も具体的な利用のイメージで伺いたいのが、先ほど梁瀬委員からもありましたとおり、空調、一日つけっ放しに基本的にはなるというような確認でよろしいでしょうか。

○委員長 伊藤課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

基本的には、ある程度の基準を超えた場合は、もうつけっ放しとなります。

○委員長 新委員。

○4番 新委員 分かりました。

ということは、夏季であれば基本的には常に涼しい状態であるので、例えばわざわざ個人利用の人たちがスイッチを入れてとか、そういった操作は全くしないで済むということですね。

○委員長 伊藤課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

全て指定管理者のほうで判断して対応します。

○委員長 新委員。

○4番 新委員 あと、これはもしあればですけども、恐らく電気代の部分というのは、どれくらいこのエアコン導入によってかかってくるのか、そこら辺はお分かりでしょうか。

○委員長 伊藤課長。

○スポーツ振興課長 電気料に関してですけども、これも先ほど使用料を計算する基の計算式に入っております、例えば電気料ですと年間1,000万円、重油を使いますので、重油の料金としても1,000万円万を見込んでおります。

あと、経費について言わせてもらうと、あとは保守点検とか水道料とか、そういうのも計上しておるところでございます。

以上です。

○委員長 新委員。

○4番 新委員 すみません、もう1点伺いたいの、急速充電スタンドを撤去したじゃないですか。これは実際使われていたのか、撤去してしまって大丈夫なのかとか、結構壊れていて、直していないのが市のほかの場所にも何かあったような、市役所の裏手のほうとかも何か撤去してしまったりしていたので、今、実際、総合グラウンドのところは使われなかったんでしょうか。

○委員長 伊藤課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

こちら平成30年に設置して、年間の件数で申し上げますと、平成30年が9件、令和元年が9件、令和2年が17件で令和3年が23件、令和4年の途中で壊れたので8件。これ1回500円ですけども、撤去自体は、環境課の所管でやりまして、現在は、これは皆さんもご存じだと思っておりますけども、DMMと公民連携して、普通充電器が今もう設置されておりますので今後、予算措置をして、環境課等のほうから撤去するという形になるのではないかと考えております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○4番 新委員 はい。

○委員長 他に質疑ございますか。

大屋委員。

○2番 大屋委員 ご答弁ありがとうございます。

私のほうからですけども、冬季の使用についての、メインアリーナ、サブアリーナの使

用について申請があった場合、利用条件に応じて使えますよということだったんですが、冬季は使用頻度等少なくなるとお聞きしたんですが、料金的なものは夏季と一緒だよということで、今後、何か上げるとか下げるとか、そういう予定はあるのかだけお聞きしたいんですけども。

○委員長 伊藤課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

実際、冬季も、例えば夏季と同じぐらいつけた場合のシミュレーションをすると、例えば冬季とかは冷温水機を使わないので、水道料は安くなったりするんですけども、重油が高くなったりしたときに、これはたまたまなのかもしれないですけども、本当に同じ金額になりました。4,200円という数字が出ました。ただ、利用日数が少ないというのを考えると、もうちょっと電気代とか抑えられるので基本的にはもう少し暖房も安くはなるのでしょけれども、多くの市町村が同じように、同じ金額のほうが分かりやすいというところもあって、そこまでの違いがなかったので同額としております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はございますか。

村田委員。

○5番 村田委員 まず、メインアリーナの利用の実態で、今回の利用料設定が大丈夫なのかという点で伺いたいのですけれども、メインアリーナの場合、団体の利用が大半で、たしか議案質疑の答弁では98%といったかな、ですけれども、この2%の個人利用というのはどういう利用の状況なのか伺いたいのと、もう一点は、このサブアリーナですけれども、サブアリーナでは個人利用が36%を占めるということで、個人利用の方ですとちょっと負担感が大きいのかな、こういう懸念から伺いたいのですけれども、このサブアリーナの個人利用者というのはどういう利用形態なのか、イメージが湧かないですけれども、例示されて何か分かりやすくご説明いただければと思うのですけれども。

それと、サブアリーナ及びランニングコースなどの共用部分を個人が使用する場合は、原則使用料は課さない、こういう答弁があったのですけれども、このサブアリーナの共用部分、これはどこの部分を言うのか、サブアリーナのところのフロア、あそこが共用部分と専用部分と分かっているのか、ちょっと意味合いがよく分からないので、そここのところを整理してご答弁いただきたいと思います。

○委員長 伊藤課長。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

まず、メインアリーナの個人利用というのでよくある例としましては、個人で友達4人とバドミントンをしに来た場合、あとは、10人から12人ぐらいでバレーボールやバスケットボールをやってきたというのが主だと、指定管理者から聞いております。

次に、サブアリーナですけれども、サブアリーナは基本的に2時間200円で個人に貸し出しているのですけれども、ほぼ9割はバスケットボールですね、そのバスケットボールの何をやるかという、1人とかで借りに来るので、例えば、レイアップシュートの練習やフリースローの練習というのが主でございまして、あと、ほかにはダンスの練習をしていらっしゃる方とか、あとは1人で新体操のフープとかリボンとかをやっている方がいるものでございます。

次のサブアリーナの共用部分というのは、全部がサブアリーナは共用部分になります。そのスペースを2時間200円で人が順次借りていって、みんなでちゃんとエリアとかをシェアしながら、みんなでバスケのゴール等を使うものがサブアリーナで、共用面積はサブアリーナの全部とランニングコースの全コースと、トレーニング室の全機器等エリア全てが総合体育館の中の共用部分としております。

以上です。

○5番 村田委員 分かりました。

メインアリーナで、個人、バドミントンですから、1人ということはないとは思いますが、少人数でというのは極めてレアケースですよね。分かりました。

答弁はそれで結構ですけれども、サブアリーナは、そうすると、実際に使っているのは、共用の部分としての利用形態なわけですね、床のところはね、ということは、今回の経費では取らない利用の仕方をしているのが大半であるという理解でいいのかと思うのですけれども、そういうことでいいのでしょうか。

○スポーツ振興課長 お答え申し上げます。

改めてサブアリーナの整理をすると、基本的にはサブアリーナは共用なので、1人200円でそこに空調料金はかからないですけれども、そんなに多くはないですけれども、メインアリーナで大会をやったりした場合に、サブアリーナの全面と2分の1と、利用面積で占有することもできるので、その団体等が大会等で使って、サブアリーナを全面もしくは2分の1で占有して利用する場合には、空調料金を賦課しております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑の申出はございませんので、質疑を終結いたします。

△議案第84号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第84号 行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、生涯学習部所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10時 35分 休憩

午前 10時 44分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。また、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、総合政策部所管の議案について審査を行います。

まず、川上参事にご挨拶をお願いいたします。

○総合政策部参事 おはようございます。

町田委員長、駒見副委員長を初め、委員の皆様におかれましては、日頃より総合政策部の事務事業の推進に格別なるご支援、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第75号の補正予算案のうち総合政策部が所管する部分及び議案第78号 行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては、担当課長から申し上げますので、委員の皆様にはご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第75号について

○委員長 次に、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち総合政策部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、野辺広報広聴課長。

○広報広聴課長 広報広聴課長の野辺でございます。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、広報広聴課所管部分につきましてご説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正、上から2つ目の市報ぎょうだ印刷製本業務委託を追加するものでございます。期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は、広報紙印刷1ページ当たり単価2.12円に、ページ数と発行部数を乗じた額とするものでございます。

なお、市報の印刷業者選定に当たりましては、プロポーザル方式による審査を実施した上で、今年度中に業者を決定し、契約手続を行うことにより、新年度業務の円滑な遂行を図ろうとするものでございます。

広報広聴課所管部分の説明は、以上でございます。

○委員長 次に、朝見財産管理課長。

○財産管理課長 財産管理課長の朝見でございます。

着座にて失礼させていただきます。

議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）、財産管理課所管部分の説明をさせていただきます。

議案書の15ページをお願いいたします。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、追加するものであります。

内容につきましては、34ページをお願いいたします。

右ページ説明欄の一番上の◎市有財産維持管理費、14節設備改修工事請負費は、本庁舎非常用発電設備の保守点検事業者による点検において、経年劣化によりエンジンを稼働させる燃料噴射器に動作不良が報告されたことから、当該部分のオーバーホールを実施するための経費を措置するものでございます。

戻りまして、議案書の15ページをお願いいたします。

第2条の繰越明許費の補正及び第3条の債務負担行為の補正でございますが、それぞれ追加するものであります。

内容につきましては、18ページをお願いいたします。

初めに、第2表 繰越明許費補正の一番上の2款1項総務管理費、本庁舎設備改修事業は、部品の調達に3カ月、その後、整備工場に持ち込みましてオーバーホールを行うのに2週間強が必要であり、年度内に事業が完成できない見込みであることから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、第3表の債務負担行為補正の一番上の欄、令和8年度清掃業務委託（11件）でございます。内容に記載のとおり、南河原支所以下11施設の令和8年度の清掃業務委託について、債務負担行為を設定するものでございます。これら清掃業務は、令和8年度当初から業務に着手する必要があるため、債務負担行為を設定し、本年度中に契約締結に係る事務手続を行うことにより、業務の円滑な遂行を図るものでございます。

なお、11施設とも本年度と同様の施設及び業務内容でございます。

戻りまして、議案書の15ページをお願いいたします。

第4条の地方債の補正でございますが、追加するものであります。

内容につきましては、19ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正の1の追加でございますが、本庁舎設備改修事業について、非常用発電設備の改修工事に係る限度額を追加設定するものでございます。

財産管理課所管部分の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第75号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○5番 村田委員 確認的に伺いたいのですが、財産管理課の所管のところの本庁舎の

非常用発電機の改修工事の関係ですけれども、これは繰越明許費補正で説明されましたけれども、場所と工事内容が特定できる説明がなかったものですから伺いたいのですけれども、これは本庁舎の非常用発電装置の関係での改修工事を、必要な額といいますか、執行し切れない534万円部分について繰越明許に上げたい、こういう趣旨でよろしいのでしょうか。

○委員長 朝見課長。

○財産管理課長 お答え申し上げます。

まず、場所でございますが、本庁舎の北側にあります非常用発電設備となります。それから、繰越明許費でございますが、改修工事となりますので、本年度ご議決いただければ、速やかに契約等を行いたいと思っておりますが、工事に係る前払い金以外の経費を繰越明許費といたしまして設定しております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 では、これは同じ工事に係るものですね。了解しました。

○委員長 他に質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、総合政策部所管部分についての審査を終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 52分 休憩

午前 10時 55分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。

△議案第78号について

○委員長 次に、議案第78号 行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

三村情報政策課長。

○情報政策課長 情報政策課長の三村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第78号 行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書の65ページをお願いいたします。

本案は、本市の住民情報システムに導入予定の住登外者宛名番号管理機能が個人番号利用事務に該当するものであることから、所要の整備を行うものでございます。

この住登外者とは、住民登録のない者を指す用語でありまして、具体的には、本市に住民登録がないものの、市内に固定資産を所有する固定資産税の納税義務者や介護保険の住所地特例の対象者などが該当するものであります。

また、住登外者宛名番号管理機能につきましても、住登外者に固有の宛名番号を付番し、管理するための機能となっております。

なお、本機能を今回導入することにつきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまして、本市の住民情報システムを国の定める標準仕様書に準拠したシステムに更新することに伴うものであります。

それでは、改正内容について説明申し上げますので、条例案新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、別表第1の改正は、本市の独自利用事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものであります。

次に、別表第2の改正は、別表第2に掲げます全ての項につきまして、当該各項に掲げる事務で取り扱う特定個人情報として、住登外者宛名情報をそれぞれ追加するものであります。

戻りまして、議案書の69ページをお願いいたします。

69ページの附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第78号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第78号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○5番 村田委員 それでは、住登外者、どういう方を言うのかというのは、ただいまの説明でよく分かりました。これは市内に何人ぐらいいるのか分かれば教えていただきたいのと、先ほど、どういう人がこの住登外者でということがあったのですけれども、この機能を考えたときに、伺いたいのですけれども、例えば、介護保険、国民健康保険も同じ仕組みを持っていたかと思うのですけれども、住所地特例の方の場合、この機能を導入すると、従前は介護保険課で個別に住所地特例の人を管理していて、介護保険のシステムの中で、一部手作業もあるのかもしれませんが、保険料額の算定ですとか、案内通知だとか、もろもろの作業をやる場合に使っていたものが、この条例改正とこの機能をシステムにくっつけることで、一括的に処理ができる、効率化されるという、そういうメリットがあるからこの条例改正等をやるという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

三村課長。

○情報政策課長 まず、1点目の市内に住登外者が何人いるのかというところでございますが、住登外者の情報につきましては、過去の履歴も含めたデータベースとなっております、現時点において市内にどのぐらいの住登外者がいるのか、その数につきましては、税の賦課でありますとか、サービスの提供など、各業務ごとにその業務の必要性から担当する所管課で把握、管理しておるものでございまして、今この場においては、申し訳ありませんが、数値を持ち合わせておりません。ただ、先ほど例示いたしました事例で申し上げますと、市内に住んでいる方ではございませんが、先ほどの例示の2で、まず、本市に住民登録がないものの、市内に固定資産を所有する固定資産税の納税義務者で言いますと、こちらが約4,400名、それから、介護保険の住所地特例の対象者、こちらにつきましては、約100名となっております。

2点目の条例改正の効果というところでございますが、現時点においても、宛名の管理、住民登録がないものの、各業務の性質上管理しなければならない人というのが存在しております、そちらを似たような機能で管理しているという状況にはございます。ただ、今回、住登外者宛名番号管理機能というところが、個人番号を含めたデータ管理を行うというところで、国の標準仕様で定められましたので、それを受けまして、個人番号を利用できる義務として条例で位置づけていきたいと思いますというところになります。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑の申出はございませんので、質疑を終結いたします。

△議案第78号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第78号 行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総合政策部所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時 04分 休憩

午前 11時 08分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、総務部所管の議案について審査を行います。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。また、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

まず、浅見総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 皆さん、こんにちは。

委員の皆様には、日頃から総務部の事務事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第75号及び議案第79号のうち総務部所管部分でございます。なお、説明につきましては、担当課長及び副参事から申し上げさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第75号について

○委員長 それでは、次に、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち総務部所管についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

今井副参事。

○総務部副参事 総務部副参事の今井と申します。よろしくお願ひいたします。

失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）の税務課所管部分についてご説明いたします。

議案書の34ページをお願ひいたします。

2款2項2目賦課徴収費の右ページ説明欄、◎賦課費の12節委託料の309万7,000円の補正でございます。これは、住民情報システム標準化に伴い、現行システムの一部機能がなくなり、個人及び法人住民税に係る県からの調査に対応できなくなることから、これに対応するため、システムへの機能追加に係る委託料を措置するものでございます。OAシステム作成委託料は、機能追加のためのアドオンの構築費用であり、OAシステム保守点検委託料は、構築したアドオン機能の保守に係る3カ月分の費用でございます。

以上で議案第75号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第75号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願ひいたします。

村田委員。

○5番 村田委員 住民情報システムの基幹システムの統一に関わってのものということですが、たしか決算審査のときにもこの移行準備作業については伺ってきた、そのうちの追加的なものようですけれども、そのときには、行田市では順調だと、年内には作業完了して1月からは稼働予定、こういう答弁をいただいていたのですけれども、この税務関係で今回のような補正予算を、補正を必要とする作業が発生したわけですが、これで大丈夫

夫なのですか。これでおしまいなのですかという心配があるのですが、またやりながらまた出てきたとか、そういうことはないのか伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

今井副参事。

○総務部副参事 今回の補正に当たりまして、標準化に伴う委託等につきまして、関係各課にも確認を行いましたところ、本会議へ上程した補正案件以外はないという状況でございました。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち総務部所管部分についての審査を終了し、当委員会所管部分に係る全ての部署の質疑が終了いたしました。

△議案第75号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）中、当委員会所管部分について、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 14分 休憩

午前 11時 15分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイク使用

の上お願いいたします。

△議案第79号について

○委員長 次に、議案第79号 行田市公告式条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

白井総務課長。

○総務課長 総務課の白井でございます。よろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

議案第79号 行田市公告式条例等の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

議案書の70ページをお願いいたします。

本案は、デジタル規制改革推進一括法が施行され、情報通信技術を効果的に活用し、自治体のアナログ規制の見直しを推進することとされたことに伴い、一般に広く周知する公示文書の公表方法について、市の掲示場への掲示から市ホームページの電子掲示場への掲示に変更するため、関係条例4本について所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容をご説明申し上げますので、新旧対照表の9ページをお願いいたします。

第1条は、行田市公告式条例の一部を改正するもので、公告式条例第2条第2項の規定にございます条例の公布方法を、行田市役所前及び行田市南河原支所前の掲示場での掲示から、市のホームページに設置した電子掲示場での掲示に改めるほか、同項にただし書として、災害その他特別の事由により電子掲示場に掲示することができないときは、行田市役所前及び行田市南河原支所前の掲示場に掲示してこれを行うことができる旨を規定するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

第2条は、行田市行政手続条例の一部を改正するもので、行政手続条例第15条第3項の規定にございます聴聞の通知について、不利益処分の名宛人の所在が不明な場合に行う公示送達の見直しを、行政庁の事務所の掲示場から行田市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に改めるものでございます。

11ページをお願いいたします。

第3条は、行田市税条例の一部を改正するもので、引用条項を整備するものでございます。

12ページをお願いいたします。

第4条は、行田市市営住宅の条例の一部を改正するもので、市営住宅条例第5条第1項の規定にございます入居者の公募方法について、各号に列記されていた公募方法をまとめるとともに、行田市役所前掲示場における掲示を行田市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場の掲示に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、71ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日を定めるもので、令和8年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第79号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第79号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○5番 村田委員 1点伺います。

現在、掲示板2箇所を設置されているということですが、万が一の事態のときは使用するようで、そうすると、そのまま残しておくのか、何か公告とかそういうのに、掲示物とかで、空いているのはもったいないから転用するとか、そういうことは考えていないのか、伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

白井課長。

○総務課長 ご質疑にお答えいたします。

委員がおっしゃられるように、公告等の掲示などの活用方法もあるかと思いますが、一方で、国の法令の改正により、公示送達制度につきましては、電子掲示場への掲示に加えまして、従来の掲示場への紙文書の掲示、またはパソコン画面での掲示を行うものとされているものもございます。ですから、国の動向等を注視しながら近隣の市町村、先進的に電子掲示場を行っているようなところも参考にしながら、活用方法は研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

新委員。

○4番 新委員 ご説明ありがとうございます。

今回、紙からホームページでの告示になるというようなことだとは思うのですが、実際そのホームページには、新たに予算化して枠をつくるのか、それとも既存のお知らせみたいな形でやっていくのか、どのような告知方法を考えていらっしゃいますか。

○委員長 白井課長。

○総務課長 お答えします。

ホームページの活用ですが、今現在、具体的には決まっていない状況で、担当の広報聴課と詰めているところではあるのですが、ホームページのトップ画面のところでバナーを貼らせていただいたりとかして、それで閲覧される方が見やすいように、分かりやすいような形で掲示できるように考えております。特にこれにつきまして何か予算がかかるとかそういうことはなく、既存のホームページでできるということで伺っております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

香川委員。

○1番 香川委員 ありがとうございます。

ホームページ上ということですが、例えば、第3条が行田市税条例、第4条が市営住宅条例ということで、ホームページが見られない人に対してはどうするのでしょうか。

○委員長 白井課長。

○総務課長 お答えいたします。

まず、ホームページが見られない方につきましては、ちょっとご足労をいただくのですが、総務課で紙文書によっての閲覧というものをさせていただくようなことで対応しようとは考えております。また、図書館等に市民が見られるような閲覧用のパソコンというのも設置されておりますので、そのようなものも活用していただいて、見ていただければと考えております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 今パソコンの話が出ましたけれども、パソコンを使えない人はどうしたらいいのですか、やはり総務課。

○委員長 白井課長。

○総務課長 総務課に来ていただければ、紙で必ず文書で見ていただくことはできるのですが、多分、図書館等でも、多少職員の者が教えながら見ていただくとか、こちらで職員

の者がそのページを開いて、見ていただくということもできるのかと思っております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

大屋委員。

○2番 大屋委員 今来られない方についての対応方法をお聞きしたのですが、ということは、市報等にもそういった情報等は載せるような形に、周知等はあるのでしょうかね。

○委員長 白井課長。

○総務課長 公示方法というか、今までが掲示場から、今度電子掲示場が変わるという周知ということでよろしいでしょうか。そちらの周知につきましては、市報、ホームページ等で周知をしてみたいと存じております。

以上でございます。

○委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第79号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第79号 行田市公告式条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務部所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時 25分 休憩

午前 11時 26分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決しました。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前 11時 27分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 町 田 光

建設環境常任委員会

12月11日（木曜日）

令和7年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和7年12月11日（木曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第77号 令和7年度行田市公共下水道事業会計補正予算（第3回）
議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）
- 審査日程 **【都市整備部】**
議案第77号 令和7年度行田市公共下水道事業会計補正予算（第3回）
【建設部】
議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）
【市民生活部】
議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）
【環境経済部】
議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）

○出席委員（6名）

委員長	木村博	委員	2番	小林修	委員
副委員長	小林淳一	委員	3番	吉田豊彦	委員
1番	福島ともお	委員	4番	小野寺貴男	委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

森原秀敏	市民生活部長
上野浩二	地域活動推進課長
江森裕一	環境経済部長
菅原広志	環境課長兼 粗大ごみ処理場長
横山敦亮	商工観光課長
吉田秀和	環境経済部副理事
高橋栄一	都市整備部長
五十幡雅弘	都市整備部次長兼 下水道課長
根岸正臣	上下水道経営課長
青山義徳	建設部長
藤野賢哉	道路治水課長

○事務局職員出席者

書記 新井康夫

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

季節も今日は寒くなりましたが、風邪は引いてないでしょうか。

ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

着座にて失礼いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、議案1件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お配りしております審査日程により行います。

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。

また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

初めに、都市整備部所管の議案について審査を行います。

まず、都市整備部長にご挨拶をお願いいたします。

○都市整備部長 おはようございます。都市整備部長の高橋でございます。

誠に恐縮ではございますが、一言挨拶をさせていただきます。

建設環境常任委員会の皆様には、日頃より都市整備部所管の事務事業に深いご理解をいただきまして誠にありがとうございます。また、本日、都市整備部に係る議案につきまして審査いただきますことを心より感謝申し上げます。

さて、本日審査をお願いいたしますのは、議案第77号 令和7年度行田市公共下水道事業会計補正予算（第3回）でございます。何とぞ慎重なる審査、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後、担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○委員長 よろしくお願ひします。ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第77号について

○委員長 議案第77号 令和7年度行田市公共下水道事業会計補正予算を議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課長、根岸課長。

○上下水道経営課長 それでは、議案第77号 令和7年度行田市公共下水道事業会計補正予算(第3回)についてご説明いたします。

議案書の54ページをお願いいたします。

今回の補正は、令和7年1月28日に八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受け、国土交通省は全国の自治体に下水道管路の全国特別重点調査の実施を依頼し、熊谷市、鴻巣市、北本市、桶川市及び本市の5市で構成する埼玉県下水道局が管轄する荒川左岸北部流域下水道においても、下水道管路の調査を実施したところでございます。その結果、速やかに対策を講じる必要がある下水道管路の腐食等が確認されたため、埼玉県では令和7年9月の埼玉県議会に改築工事に係る補正予算案を上程し、議決されました。

荒川左岸北部流域下水道の建設改良に要する費用は、埼玉県と熊谷市、鴻巣市、北本市、桶川市及び本市の流域構成5市で負担することから、本市の負担分及びその財源に充てるための企業債を措置するものでございます。

荒川左岸北部流域下水道区域内における改築工事の対象箇所でございますが、本市持田地内のマンホール1基、鴻巣市内の下水道管約30メートル、桶川市内の下水道管約90メートルの3箇所と、緊急度Ⅱと判定された管路の空洞調査費用、合わせて事業費は3億8,000万円でございます。

総事業費3億8,000万円のうち、荒川左岸北部流域下水道における当初予算に対する財源不足分1億7,275万6,000円に本市の負担割合15.03%を乗じた額と、本市の当初予算不足分13万円を加えた額である2,609万6,000円を流域下水道建設負担金として増額補正するものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

第1条は総則でございます。

第2条は資本金的収入及び支出の補正でございまして、補正予定額は収入、1款資本金的収入、

1 項企業債2,600万円の増額、支出、1 款資本的支出、1 項建設改良費2,609万6,000円の増額とするものでございます。

また、補正に伴い資本的収入、支出の不足額及びその補填財源が変更となることから、第2条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億4,555万円を6億4,564万6,000円に、資本的収入支出の不足額を補填する財源として、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,205万6,000円を6,442万8,000円に、当年度利益剰余金処分量1,064万円を836万4,000円とするものでございます。

第3条の企業債の補正でございますが、内容につきましては、別表によりご説明いたしますので、55ページをお願いいたします。

第1表企業債の補正でございますが、流域下水道事業債の限度額を1億2,530万円から1億5,130万円に増額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

54ページに戻りまして、第4条の利益剰余金の処分の補正でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額に補填する当年度利益剰余金の額を836万4,000円とするものでございます。

57ページから60ページまでは補正予算に関する説明書として添付してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、61ページをお願いいたします。

補正予算説明書でございます。

資本的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目建設改良企業債、2 節流域下水道事業債は、荒川左岸北部流域下水道建設負担金の財源として企業債を措置するものでございます。

63ページをお願いいたします。

資本的支出についてでございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目流域下水道建設負担金、1 節流域下水道建設負担金は、荒川左岸北部流域下水道建設負担金を措置するものでございます。

以上で議案第77号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第77号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 小林 修議員。

○2番 小林（修）委員 教えてもらいたいですけれども、行田市の負担が15.03%ということですが、この15.03%の根拠、面積なのか、人口なのか、それを教えてください。

あともう1点ですけれども、この八潮市の関係で急遽点検したわけで、それで県の持ち分、県の割合はどうか、その2点だけ教えてください。

○委員長 五十幡下水道課長。

○下水道課長 それでは、行田市の負担割合15.03%の根拠についてご説明させていただきます。

建設負担金につきましては、流域、元荒川、荒川左岸北部流域下水道の全体計画がございます。そちらの11年度末の全体計画の中の日最大汚水量、こちらの数字が16万3,370立方メートル/日となってございまして、行田市の11年度末の全体計画における日最大汚水量が2万4,560立方メートル/日になってございまして、そちらの割合ということで15.03%になってございます。

以上でございます。

○委員長 根岸上下水道経営課長。

○上下水道経営課長 それでは、県の持ち分、負担分ということのお話ですが、県の負担分につきましては、全体需用費のまず2分の1が県の負担になりまして、残る2分の1を流域の構成5市で負担するものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

引き続き質疑のある方は挙手願います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第77号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第77号 令和7年度行田市公共下水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午前 9時 41分 休憩

午前 9時 44分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用してくださいようお願いいたします。

また、説明及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

次に、建設部所管の議案について審査を行います。

まず、建設部長にご挨拶をお願いいたします。

○建設部長 おはようございます。

誠に恐縮ですが、一言ご挨拶させていただきます。

建設環境常任委員会の皆様には、日頃より建設部所管の事務事業に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。また、建設部に係る議案につきましては、ご審議いただくことに心より感謝申し上げます。

さて、本日もご審議をお願いいたしますのは、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、建設部所管分の1議案でございます。

何とぞ慎重なる審議、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後、担当課長から説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第75号について

○委員長 総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、道路治水課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

道路治水課、藤野課長。

○道路治水課長 それでは、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、道路治水課所管分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げますので、議案書の40、41ページをお開き願います。

8款土木費の補正額は5,198万3,000円の追加で、道路治水課所管分といたしまして、2項2目道路維持費3,500万円及び2項3目道路新設改良費1,698万3,000円を追加するものでございます。

41ページの説明欄、1つ目の◎市道維持補修費のうち、11節出役料及び13節器具・機材借上料は、市道の除草や樹木の剪定、道路の補修など、市民要望に対して緊急的に対応するための経費について、昨今の労務単価の高騰により予算の不足が見込まれることから、追加措置するものでございます。

その下の14節施設改修工事請負費は、秩父鉄道行田市駅北口駅前広場の照明灯8基について、配線の漏電により一部不点灯となっていることから、その改修に係る経費を措置するものでございます。

次に、2つ目の◎市道新設改良費は、埼玉県が主体となって進めております忍川浸水対策事業の期間が9年延伸されることに伴い、地元要望を受けました道路整備に係る用地を取得するため、鑑定料及び調査測量設計委託料を措置するものでございます。

具体的には、樋の上橋の架け換えに伴う歩道整備として、学校給食センターひまわりの西側、市道第9.1-3号線の両側歩道整備及び下忍橋の撤去に伴う代替道路整備として、下忍小学校の東側、市道第9.3-95号線の拡幅整備を実施するものでございます。

なお、両事業につきましては、本市において用地を取得いたしますが、忍川浸水対策事業の延伸に伴う治水対策において、工事は埼玉県が実施する予定となっております。

以上で歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

なお、歳入につきましては、23ページに記載してあるとおり、一般財源において措置させていただくものでございます。

続きまして、繰越明許費について別表によりご説明申し上げますので、戻りまして18ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正をご覧ください。

8款土木費の繰越明許費は1億259万4,000円で、道路治水課所管分といたしまして、市道維持補修事業、市道新設改良事業及び河川等改修事業の3事業について繰越明許費を設定するものでございます。

内訳といたしまして、2項道路橋りょう費の市道維持補修事業6,640万円は、生活道路等整備に係る側溝修繕工事6件について、工事発注の平準化を図るため、翌年度に繰り越して事業が実施できるよう繰越明許費を設定するものでございます。

その下の市道新設改良事業1,789万4,000円は、先ほど説明申し上げました忍川浸水対策関連事業に係る鑑定料及び調査測量設計委託料1,698万3,000円のうち、本年度中に支出予定の330万円を除く1,368万3,000円については、事業の実施が年度をまたぐため、また、残りの421万1,000円は、生活道路等整備に係る道路改良設計業務1件について、発注の平準化を図るため、翌年度に繰り越して事業が実施できるよう繰越明許費を設定するものでございます。

その下の3項河川費の河川等改修事業1,830万円は、生活道路等整備に係る側溝改良工事1件及び排水路改良工事1件について、工事発注の平準化を図るため、翌年度に繰り越して事業が実施できるよう繰越明許費を設定するものでございます。

以上で議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、道路治水課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第75号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

私からは、41ページの市道維持補修費の施設改修工事請負費ですけれども、もう少し詳細に伺えたらなというのが1点と、もう1点が、いつ頃からこれは把握していたのかということをお聞かせいただけたらと思います。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答え申し上げます。

まず、詳細にということですが、行田市駅の駅前広場に2灯照明灯がございます。また、その北の忍川に架かる翔栄橋に4灯ございまして、その照明灯が令和5年、2年ほど前に一部不点灯となりました。調査をしていたところ、一度点灯はしたんですね。また不点灯になってしまったということで、その原因の調査をしておりましたが、なかなか特定には至らず、やっと1年ほど調査をした後に漏電ということが分かったんですが、どこで漏電しているかというのがまず特定できないので、今回大規模改修に至るという経緯がございます。

すみません、先ほど駅前広場に2灯と言いましたが、すみません、4基の間違いでした。訂正をさせていただきます。駅前広場が4基、翔栄橋に4基、計8基ということで。

以上でございます。

○委員長 福島委員。

○1番 福島委員 令和5年ぐらいから調子が悪くなっていたと。1回は点灯したけれども、またつかなくなってしまうと、原因を調べたんだけど、漏電というのは分かるけれども、どこで漏電しているのかが分からないから大規模改修するというイメージですけれども、本来であれば、漏電の場所がちゃんと分かれば、もっと予算的には抑えられたんですかね。そこら辺は。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長 福島委員。

○1番 福島委員 行田市駅前の広場の照明灯がついてないというのは、イメージ的にも行田市駅の今年からはS Lも通るようにはなってますので、大分本来であれば予算的には、漏電箇所が特定できればどのくらい抑え込めたのかなというのを参考までお聞かせいただいてもよろしいですかね。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 申し訳ございません。漏電箇所が特定できた場合の工事費については、現在持ち合わせておりません。

○委員長 小林 修委員。

○2番 小林(修)委員 同じような質問になってしまうんですけれども、これ私一般質問で駅前の質問をして、何回かあれしたと思うんですけれども、その中で、点灯して8基を直すと言っていたんですけれども、翔栄橋の側面にかかっているやつについては、片方を直して、片方消えて、両側消えてますけれども、ほかの照明器具に対しては、4個あるうちの2個が

不点灯、あとは3個あるうちの不点灯とかなっていると思いますけれども、その辺はあくまでもLEDに替えるから、要するに8基という計算になっているのかというのが1点と。

あと駅前の鉄のモニュメントがあるんですけども、そののところにも電気の外れた箇所があるんですけども、そこについては直さないのかということのその2点教えてください。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 まず、1点目のご質問でございますが、今回、改修に併せてLED化も考えておりますので、8基全て改修する予定でございます。

2点目のモニュメントのところの電灯でございますが、7～8年前に漏電が原因で不点灯になったというのを聞いております。今回そのモニュメントは、この改修に併せては実施しない予定でございます。

以上です。

○委員長 小林 修委員。

○2番 小林（修）委員 モニュメントは大分古いので、改修しないんだったら改修しないで、そこを蓋するとか多分したほうがいいんじゃないかというのが意見と、あとその8基ですけども、私、写真撮っていたので見ようと思ったら見つからなかったんですけども、8基というのは、広場に4つで翔栄橋のところに2つでしたっけ。それであと、翔栄橋の側面に2つで、それで8箇所ということよろしいのでしたっけ。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答え申し上げます。

まず、翔栄橋に四隅といいますか、に4基ありまして、駅前広場が、階段を下りたところにまず1基で、中の島というか、中に2基、それと噴水があったところ、東側と言うんですかね、そちらに1基で計4基ですね。

以上でございます。

○委員長 小林 修委員。

○2番 小林（修）委員 翔栄橋の欄干のところに、側面にある、ライトがあると思うんですけども、あれは直さないんですか。

○委員長 藤野課長、どうぞ。

○道路治水課長 今回改修するのは、ポールで建っている照明灯の四隅の4基でございます。

○委員長 小林 修委員。

○2番 小林（修）委員 なぜそこはやらないんですか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 専門業者と話をした上で、照明灯の4基のみで大丈夫だろうという回答をいただいたことによるものでございます。

○委員長 小林 修委員。

○2番 小林（修）委員 だって、今消えていますよね、側面は。写真撮ってきて、今探そうと思ったんですが、出なかったんですけれども、側面が、片方の下流側は多分1回直したんですよ。そうしたら、上流側の側面の2つ、多分消えていると思いますよ。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 すみません、我々点灯しているという認識でいたので、改めて確認はさせていただきますと思います。

○委員長 小林委員。

○2番 小林（修）委員 どうせ直すのであれば、その辺も含めて確認してやってください。あともう1件いいですか。

○委員長 小林委員、どうぞ。

○2番 小林（修）委員 繰越しの関係ですけれども、繰越明許費では、何か側溝修繕で6箇所繰越しするということですが、今年度予定の側溝修繕工事は何箇所のうちの6箇所になりますか、教えてください。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 すみません、8件のうち6件を繰越しを考えています。以上です。

○委員長 小林委員。

○2番 小林（修）委員 全体的な個数で平準化ということになっているんでしょうけれども、その単体で考えた場合、8件のうちの6件というと平準化にならないですよ。全体の工事が30何箇所あるので、それは平準化やっているのかもしれないですけれども、平準化をやるんだったら、物ごとに多分、私の意見とすれば、8のうちの6というのは、ちょっと平準化には該当しないと思って、修繕ですから、その年度にある程度やらないと、修繕ですからね、進まないと思いますので、その辺平準化であれば、要するに8あれば2箇所が適当かどうか分かりませんが、そういうのが平準化だと思いますので、その辺も私の意見とすれば検討していただければと思います。

以上です

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 今後については、検討はさせていただきますが、まず今回6件繰り越すうち、2件につきましては、電柱の移設を伴うもので工事の発注が後ろ倒しになったということと、あとは年度当初に設計業務を発注したところ、入札が不調になってしまいまして、再度の入札を行うに当たって工事を繰越明許に送ったと、そういった事実もございます。

以上でございます。

○委員長 理由が平準化という理由だけではないということですね。

了解しました。

他に質疑のある方は挙手を願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、審査日程のとおり、本日最後に審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午前 10時 02分 休憩

午前 10時 04分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用させていただきようお願いいたします。

また、説明及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

次に、市民生活部所管の議案について審査を行います。

まず、市民生活部長にご挨拶をお願いいたします。

○市民生活部長 おはようございます。

建設環境常任委員会の皆様におかれましては、日頃より市民生活部の事業に対しましてご理解、ご協力のほどをいただきましてありがとうございます。この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、本日は議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正のうち、市民生活部所管についてご審議賜りたいと存じます。どうかよろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

△議案第75号について

○委員長 総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、地域活動推進課所管部分を議題として執行部の説明をお願いします。

地域活動推進課、上野課長。

○地域活動推進課長 それでは、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、地域活動推進課所管分についてご説明申し上げます。

議案書の34ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、13目自治振興費ですが、自治会が管理する防犯灯の電気料に対する補助金に不足が見込まれることから、右ページ、上から2つ目の◎防犯対策費、18節防犯灯電気料補助金について、追加措置するものであります。

なお、この防犯灯電気料補助金につきましては、自治会が支払った電気料の100%、全額補助となっているものでございます。

以上で議案第75号のうち、地域活動推進課所管分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第75号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

確認ですけれども、今回の補正になっているということで、要は想定よりも電気代の高騰が上振れしているというイメージでいいんですか。世間的なインフレ率と比べて高いイメージでいいんですかね。そこだけ。

○委員長 上野課長。

○地域活動推進課長 もともとこちらの電気料の補助金につきまして、算出するときには、前年度の実績等を基に今年度の予算を組ませていただいていたところでございますけれども、委員の皆様ご承知のとおり、政府の補助金が入ったり入らなかったり、時期によって補助金があるときは安くなって、補助金がなくなると普通の料金に戻るとかということが頻繁に起こってお

りまして、実は昨年この電気料については補正を組ませていただいたような状況もございまして、なかなか見込みが難しいところはございます。

もう報道等でお聞きになっているかと思うんですけども、今回この補正額を組んだんですが、この後また国で電気料の補助とかをするように聞いておりまして、そうすると、もしかするとここまで額は要らなくなってしまうかもしれないということもあり得る中での現状のままですと足りなくなるであろうものについて、今回補正をお願いしているという状況でございます。なので、高くなったというよりは、補助があつたりなかつたりのところ、なかなか見込みづらいというところが現状ございました。

以上でございます。

○委員長 他に質疑はございますか。挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないですか。

他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決はこの後審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 10時 09分 休憩

午前 10時 11分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用させていただきますようお願いいたします。

また、説明及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

次に、環境経済部所管の議案について審査を行います。

まず、環境経済部長にご挨拶をお願いいたします。

○環境経済部長 環境経済部でございます。委員の皆様におかれましては、環境経済部の事業に対しまして、日頃から多大なるご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は一般会計補正予算中、商工観光課及び環境課分につきましての説明を申し上げます。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第75号について

○委員長 総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、環境課及び商工観光課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、環境課、菅原課長。

○環境課長 それでは、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、環境課所管部分について説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正でございますが、上から3つ目のアライグマ捕獲業務委託及び4つ目の破碎廃棄物運搬業務委託について追加するものでございます。

アライグマ捕獲業務委託は、県のアライグマ防除実施計画に基づくアライグマ捕獲のための捕獲わなの設置、捕獲回収、処分の一連の業務を委託するものでございます。

破碎廃棄物運搬業務委託は、粗大ごみ処理場において破碎処理したガラスやプラスチック類などの不燃残渣について、寄居町にあります埼玉県最終処分場である埼玉県環境整備センターへの運搬を委託するものでございます。

どちらの業務も令和8年度当初からの業務実施に当たり、債務負担行為を設定し、本年度中に業者の選定及び契約手続を行うことにより、継続した業務の遂行を図るものでございまして、限度額をそれぞれ773万9,000円及び498万円とするものでございます。

以上で環境課所管部分の説明とさせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○委員長 次に、商工観光課、横山課長。

○商工観光課長 それでは、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、商工観光課所管部分につきまして説明を申し上げます。

38ページをお願いいたします。

7款商工費、1項2目商工業振興費について、追加の予算措置をさせていただくものでございます。

右ページ、39ページの◎商工業育成振興費の18節住宅改修資金補助金は、物価高騰や社会

情勢等を踏まえ、市内建築業界への支援と市民の良好な住環境の整備を目的に、市民が市内事業者を利用して住宅等の改修を行う際に、その工事費用の一部を補助するものでございますが、当初の見込みを上回る申請があったことから、今後の申請件数等を見込みまして、当初予算額1,000万円に対し、200万円の追加措置を行おうとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第75号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

私からは、18ページのアライグマ捕獲業務委託ですけれども、当初予算で出ていた害獣害虫等駆除委託事業の流れだとは思いますが、当初予算では害獣害虫の駆除委託になっていたと思うんですよ。当初予算で980万円計上されていて、今アライグマのところは抜き出されているイメージですけれども、こうふうになっている理由というか、お聞かせいただけたらと思います。

○委員長 菅原課長。

○環境課長 ご質疑に対してお答え申し上げます。

当初予算では害虫害獣ということで、アライグマの駆除と、あとイノシシの捕獲業務をまとめて害虫害獣と言っておりました。以前はこちらにスズメバチといった関係もありましたので、害虫害獣駆除委託料という形になっておりましたが、8年度以降につきましては、アライグマ捕獲業務委託という形で、アライグマの捕獲に特化した形にさせていただきたいと思っております。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 ある意味特化する理由をお聞かせいただけますか。

○委員長 菅原課長。

○環境課長 当初予算の中で、アライグマとイノシシとハチの駆除につきまして、スズメバチにつきましては補助金に、イノシシについては、この後、捕獲業務委託という別の形にするということになりましたので、アライグマだけ残ったという形になります。

○委員長 福島委員。

○1番 福島委員 当初の段階だと、ある意味、アライグマもイノシシもここに併せていたイメージなんでしょうけれども、分けたほうがやりやすいということでもよろしいんですかね、イメージとしては。

○委員長 菅原課長。

○環境課長 どちらの駆除にどのぐらい使ったかというのがよりはっきりするという形になると思いますので、分けるという形にしたいということになります。

○委員長 福島委員。

○1番 福島委員 私なんかからすると、まとめて投げているほうがいいような気もするんですけども、併せているというか、そこは分けるほうが意味ははっきりするという意味なんですかね。

○委員長 菅原課長。

○環境課長 委員おっしゃるとおりですけども、分けたほうが発注とか、そういったところでもより明確に発注しやすいといったような形ということで分けさせていただいております。

○委員長 ほかに質疑のある方。

小林 修議員。

○2番 小林（修）委員 さっきのアライグマの関係の債務負担行為ですけども、教えてもらいたいんですけども、委託先、また積算はどういう、日数なのか、人工なのかというのを教えてほしいのが、2点ありますけれども、1点目。

あとは住宅資金ですけども、前年度の決算額を見たんですけども、1,385万円ということで、今回だと当初が1,000万円と200万円ということになれば、前年の件数と違うかもしれないですけども、これはあくまでもまた足らなかったら3月補正をするということの理解でよろしいですかね。

○委員長 まず初めに菅原課長。

○環境課長 小林委員の質疑にお答え申し上げます。

アライグマの捕獲業務の委託先でございますが、こちらは入札で行っておりまして、わな猟の資格を持った事業者を幾つか選定をして指名競争入札で行っております。令和8年度もそれで行おうという予定でございます。

それから、積算方法でございますが、これは単価契約を見込んでおりまして、例えば捕獲わなの設置が何回分、それと捕獲搬入、アライグマであった場合と、錯誤捕獲であった場合、アライグマ以外の害獣が入った場合が何回、それから、捕獲わなの個人わなにかかった場合

には、そのわなの返却、それからわなを設置したけれどもかからなかった場合の再設置、そういう単価契約で積算をしております。

以上です。

○委員長 横山課長。

○商工観光課長 住宅改修資金の補助金のことでお答え申し上げます。

こちら今回の補正額200万円につきましては、今年度の申請状況等を勘案しまして見積もったものでございますけれども、今後また状況を見守りながら、不足するような見込みが立ったときには、またそのときの状況で判断をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑のある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分について、全ての部署の質疑が終了いたしました。

△議案第75号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって、建設環境常任委員会を閉会いたします。

皆さんお疲れさまでした。

午前 10時 24分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 木 村 博

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

1 2 月 1 2 日 (金 曜 日)

令和7年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和7年12月12日（金曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）
議案第76号 令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2回）
議案第81号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第82号 行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第85号 行田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 審査日程 【健康福祉部】
- 議案第76号 令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2回）
議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）
議案第81号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第82号 行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第85号 行田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○出席委員（7名）

委員長	田中和美	委員	3番	岩崎	彰	委員
副委員長	野本翔平	委員	4番	養田	英雄	委員
1番	橋本祐一	委員	5番	村田	清治	委員
2番	斉藤博美	委員				

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

熊谷崇皓	健康福祉部長
風間重文	福祉課長
吉田兼弘	子ども未来課長
内田智之	健康課長兼 保健センター所長
田中義久	健康福祉部参事
大崎直子	健康福祉部副参事 兼総務部副参事

○事務局職員出席者

書記 進藤翔太

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆様、おはようございます。

本日は大変冷え込んでおりまして、天気予報でも今年一番、1、2月に準ずるぐらいの冬本番だそうでございます。私自身含め、皆様におかれましても、睡眠を確保して、健康に留意していただければと思います。

本日は条例案の改正ほか、補正予算がございますので慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、議案4件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お配りしております審査日程により行います。

初めに、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 おはようございます。

田中委員長はじめ委員の皆様には、日頃より健康福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、ご審議いただく案件でございますが、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち健康福祉部の所管する部分及び議案第76号 令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2回）の計2議案の補正予算について、また、議案第81号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第82号 行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第85号 行田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の計3議案の条例につきましてご審議をいただくこととなります。

内容の説明につきましては各所属長から行わせていただきますので、何とぞご審議、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

先ほどの委員長のお話にもございましたが、12月に入りまして、寒さが一段と厳しくなっ

てまいりました。委員の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用させていただくようお願いいたします。

なお、説明及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

△開議の宣告

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

△議案第76号について

○委員長 初めに、議案第76号 令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2回）についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

健康課、内田課長、お願いいたします。

○健康課長 おはようございます。

それでは、議案第76号 令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

議案書の44ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ2,264万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,168万2,000円とするものです。

まず、歳出について申し上げますので、52ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分及び2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、いずれも県による本算定の結果、当初予算要求時の根拠としていた仮算定の納付金額よりも増加したことから、不足分を追加措置するものであります。

次に、歳入について申し上げますので、戻りまして50ページをお願いいたします。

7款繰越金は、補正財源として前年度繰越金を措置するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第76号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 国民健康保険税ですけれども、今は県に移管されています。それがどうだということはさんざん言ってきたんですけれども、県から数字を示されて、市は納めるだけかなと思っていましたけれども、今回の説明によりますと、本算定した結果ということで、県の仮算定より増加してしまったということですが、これというのは、仕組みについてももう1度分かりやすく説明していただきたいのと。

今回、約2,200万円ですか、合わせてね。ということなので、今まで出てこなかったと思うので、ここに来て出てきたので、どういうことなのか。市がミスしたのか県が悪いのか、示した金額が少なかったのか、仕方がないのかというところで説明いただければと思います。

○委員長 健康課長。

○健康課長 こちらの納付金は、県全体の医療費を基に県が算定しております。

この納付金は、例年、県から11月に仮算定、暫定的な算出で出される金額が提示されます。翌年の1月に本算定が提示されまして、令和7年度の当初予算編成においては、11月に県から示された仮算定の結果を基に予算要求を行っていましたが、その後、1月に県から本算定の結果が提示され、その納付金額が仮算定の提示された金額よりも増額されたことによるものでございます。

今まで、こういったことが今までなかったけれどもということですが、今年度の予算の締切りと県の通知のタイミングが合わず、当初予算に本算定の金額を計上できなかったというところでございます。今年度は、その分の差額の約2,200万円を補正するというところでございます。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうすると、翌年の1月に出るようなスタンスで捉えてしまうんですけれども、12月にはもう本算定というのが出てくるんですか、いつ頃出てくるんですか。

それと、これというのは毎年起こり得ることだというような認識でいたほうがいいのか。初めて今回出てきたので、どういうことなのかというのをお願いします。

○委員長 健康課長。

○健康課長 本算定というのは1月に示されるんですが、県から正式に決定通知書というのが

来るんですけれども、それが4月に通知されます。予算額が不足して歳出が増額になるということは予定されていたんですけれども、それに充てる歳入、主に税金になると思うんですけれども、その税金の金額が確定するのが決算認定のタイミングということで、9月議会で決算認定いただきましたので、翌年の繰越金が確定しますので、7年度ですね。そういったところで、今回の12月議会のタイミングということで上程させていただいていますし、あと、今後もそういったところは発生し得るところです。先ほども言ったように、県からの通知のタイミングの問題になってくるかと思います。

○2番 齊藤委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

では、他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第76号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第76号 令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算につきましては、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 39分 休憩

午前 9時 43分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第75号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第75号 令和7年度行田

市一般会計補正予算中、当委員会所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、風間課長、お願いいたします。

○福祉課長 それでは、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、福祉課所管部分について説明申し上げます。

初めに、歳出ですが、議案書の36ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の右ページ説明欄の一番上の◎福祉課関係経費、22節返還金は、令和5年度の自立支援給付費について、事業者から請求誤りの申出があり、給付費の返還があったことから、国・県支出金の超過交付分の返還を措置するほか、前年度の障害者福祉費、扶助費及び生活困窮者自立支援費に係る国・県支出金について、精算に伴う返還金を措置するものでございます。

3款1項2目障害者福祉費、右ページ説明欄の2番目の◎障害者福祉費の18節重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金は、利用回数が増加しており、今後も定期的な利用が見込まれることから、追加措置を行うものでございます。

その下の19節障害児通所給付費及び自立支援サービス等給付費につきましては、障害者手帳所持者の増加等に伴い、障害者扶助費に不足が見込まれることから、追加措置するものでございます。

続きまして、歳入ですが、戻りまして24ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金は、歳出の19節障害児通所給付費及び自立支援サービス等給付費の増加に対応するもので、それぞれの当該事業における歳出計上額の2分の1を見込むものです。

26ページをお願いいたします。

15款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金は、歳出の19節障害児通所給付費及び自立支援サービス等給付費の増加に対応するもので、それぞれ当該事業における歳出計上額の4分の1を見込むものです。

2項2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金は、18節重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金に対するもので、当該事業における歳出計上額の2分の1を見込むものです。

以上が福祉課所管部分の説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

次に、健康課、内田課長お願いいたします。

○健康課長 健康課所管部分について説明申し上げます。

まず、歳出から申し上げますので、議案書の36ページをお願いいたします。

3款民生費の1項6目国民年金事業費は、令和7年度税制改正により、令和8年度から新たに特定親族特別控除が創設されることに伴い、国民年金システムの改修が必要となることから、その改修に係る委託料を措置するものです。

次に、9目後期高齢者医療事業費は、人間ドック等の健康診断助成金について、被保険者の増加に伴う受診者数の増加により予算に不足が見込まれるため、追加措置するものです。

次に、歳入について説明申し上げますので、戻りまして24ページをお願いいたします。

14款国庫支出金ですが、3項2目民生費委託金は、税制改正に伴う国民年金システムの改修に対するもので、歳出計上額の全額を見込むものでございます。

30ページをお願いいたします。

20款諸収入ですが、4項1目雑入、4節交付金及び助成金収入は、後期高齢者医療事業費における健康診断助成金に対する埼玉県後期高齢者医療広域連合からの補助金を見込むものです。

その他の財源といたしましては、19款繰越金を措置するものです。

以上で健康課所管部分の説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

次に、子ども未来課、吉田課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 それでは、議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第5回）のうち、子ども未来課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算の内容について説明申し上げますので、議案書の36ページをお願いします。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費の右ページ説明欄の◎児童福祉一般管理費のうち、22節返還金は、前年度分の国・県支出金について、精算に伴う返還金を措置するものです。

次の◎子ども医療支給費のうち、19節子ども医療扶助費は、インフルエンザや百日ぜきなど、子どもの感染症が増加しており、医療扶助費に不足が見込まれることから、追加措置するものです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして26ページ、お願いします。

15款県支出金、2項2目民生費県補助金の2節児童福祉費補助金の右ページ、説明欄、乳幼児医療費補助金は、子ども医療費助成事業に対するもので、当該事業における歳出計上額の一部を財源として見込むものです。

以上で議案第75号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第75号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 上から順番に聞きます。

障害者のほうですけれども、1人当たりのサービス増加、日数増加とか手帳の取得者が増加したという説明ですけれども、内容について、どれぐらい増えたのか、あと、何か定期的な利用が見込まれるということも言っていましたので、もう少し内容をお聞かせください。

○委員長 風間課長、お願いいたします。

○福祉課長 お答えいたします。

増加の関係ですが、まず障害児通所給付費は、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が前年と比べまして1.07倍と増加しております。これが主な原因です。

次に、自立支援給付費につきましては、生活介護や就労継続支援のB型、また、共同生活援助、これはグループホームの利用が大変伸びております。前年度と比較いたしまして、1.13倍ほど伸びております。今後も地域生活への移行という流れがありますので、これに伴うグループホームの利用の伸びというのは、構造的にこれからも増加されていくのかなと考えております。

手帳ですが、知的障害者手帳と精神障害者手帳については数が増加しております。3年間申し上げますと、知的障害については、令和4年が699人、令和5年が717人、令和6年が740人、精神障害のほうは令和4年が775人、令和5年が844人、令和6年が846人、以上のような形になっております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 取りあえず分かりました。

そうしますと、その下の国民年金事務費のほうで特定親族特別控除ということで、今度それができるのでOAシステムを改修しなくてはいけないということだったんですけれども、もうちょっと詳しくお願いします。

○委員長 内田課長。

○健康課長 お答えいたします。

令和7年度の税制改正におきまして、令和8年度から新たに特定親族特別控除が創設されております。年金制度におきましても、保険料の免除等を行う際に、地方税法に規定する各種控除額に相当する額を控除していることから、年金制度においても特定親族特別控除を追加するための改修を行うものです。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 分かりました。そのシステムの改修は分かったんですけども、特定親族特別控除がどういうものなのかお願いします。

○委員長 内田課長。

○健康課長 特定親族特別控除は、19歳以上23歳未満の特定の親族を扶養する納税者に対して、所得税及び住民税を軽減するために設けられた措置でございます。

段階が9段階ありまして、親族の所得が58万円超から123万円までの9段階に分かれているような控除額、配偶者特別控除と同様の仕組みなのかと思われまます。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 これは、大学生ぐらいのお子さんの特例の控除ですが、これって前からありませんでしたっけ。ごめんなさいね、私も認識が。前から何かその年齢の特別控除ってあった気がするんですけども、またこのOAシステムを改修しなくてはいけないんですか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 確かに、委員さんおっしゃるように、大学生年代というんですか、大学へ行っていない方もいらっしゃいます。大学生年代の方に対して、控除額は厚くできていました。アルバイト等で扶養の所得を超えてしまうと、受けられなかったんですけども、今回新たに入れられるものは、例えば所得が58万円から85万円は、今までと同じ63万円の控除が受けられます。所得で85万円超90万円以下であると、61万円に低減されるんですね、控除額が。一気になくなるんじゃなくて、段階的に低減してなくなっていくというのが、今回新たに8年度から市県民税も導入されるというところです。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。今まであったけどさらに増えたということで了解しました。

はい、分かりました。

次、いいですか。

○委員長 はい。齊藤委員、お願いします。

○2番 齊藤委員 はい、分かりました。

そうしますと、子ども医療費のほうですけれども、感染症が増加したということで、中身もう1度お願いします。

○委員長 吉田課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 お答えします。

具体的にどの感染症がどれくらい増えたかというのは、細かくは把握しておりませんが、実際に今もインフルエンザとかはやっておりますし、医療機関を受診するお子様が増えております。今後も、まだ感染症が増えていますので、医療費の見込みが足りないということになっておりますので、補正のほうを上げさせていただいたものです。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 インフルエンザ、今、学校でも結構はやってきているというのは事実ですけれども、これは全庁的に言えることですが、仕方がないかなと思えるんですけども、この時期って当たり前にインフルエンザが増えると、予測できる感染症ですね。

それで、補正予算の意味合いって、毎回言っているんですけども、やむを得ないとき補正予算を組むだけけれども、この時期当たり前に起こることというのは、当然当年度予算で少し多めに組んでいく必要があると思うんです。これは毎年毎年この時期、補正予算が出てくるだけけれども、もう当初の時点で、予算を通していき、その金額で。そうすると、後から後からみんな補正予算を組んで、結局、決算でどうなってしまうのというところがあるので、今時期の冬の感染症に関してはある程度予測できるのかなと思うので、例えば新型コロナだとか、そういうのって予測できないかなと思うんですけども、もう少し多めに組んで、なるべく補正予算を出さないというような頭を持たないと、予算の採決が意味合いがなくなってきてしまうので、その辺どのように考えていますか。

これは重度心身などもこれから定期的に増えてきますというのはもう予期していることなので、それも含めて、予算を組むときにもう少し注意したほうがいいかなと思うんですけども、それぞれどうですか。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 お答えします。

確かに、委員さんおっしゃるとおり、この時期になりますと、インフルエンザというのは毎年増えてくるものというのがありますが、ただ、予算を計上する上では、前年の実績ですとか、そういうのも見込みながらさせていただいている中で、その見込みを超えてしまうという部分が出てきてしまいますので、補正として上げさせていただいています。

一時期、コロナでインフルエンザが減ったりとかという時期もありましたので、今後見込む際には、その辺も含めながら、適正な額として見込んでいきたいと考えております。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 今回ですが、扶助費等、予算措置をお願いしているところですが、当初で見込まないというよりは……

〔「すみません、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長 どうぞ。

○2番 齊藤委員 福祉課は、定期的に今後見込まれると言っていたので、そういうのはもう分かっているから、ちゃんと予算を組む意識を持っていて、手帳がどうのこうのとかじゃなくて、もう分かっているわけですよね。今後、サービス日数も増加しているという中で、その辺の予算措置というのをしっかりしてくださいねということで。

○委員長 続けてお願いいたします。

○福祉課長 当初予算後の利用が今回は大幅に増加しているということで、予算の措置をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 予算って多めに組んでいるはずですが、もともとが。予算ってぎりぎり組んでいないはずなので、それでもこうやって足りないということは、予算の見方が甘いのかなと思いますのでというところで、お願いします。

○委員長 熊谷部長。

○健康福祉部長 お答え申し上げます。

おっしゃるとおり、当初予算を組む段階にあっては、これまでの実績、今後どれくらい必要が見込まれるのかというところを精査して、予算を計上していく必要があると思っております。

このタイミングで、当初見込めなかったので増やすという対応が正しいかどうかと言われ

ると、いろいろ議論はあると思うんですけども、いずれにしても、予算をつくっていく段階で、しっかりと精査をしてつくっていくということが大事だと思っておりますので、いただいたご指摘を踏まえて、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 大丈夫ですか。

○2番 齊藤委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

岩崎委員。

○3番 岩崎委員 先ほど齊藤委員が質問した部分の関連ということですので。先ほどの説明の中に3款1項2目社会福祉総務費というところですが、障害者福祉費のところですか。自立支援サービス等給付費、これについて先ほど説明ございました。利用者の増加ということは分かるんですが、改めましてお尋ねしたいと思います。

何かというと、こちらのほう補正ということで、この時期に令和5年が1億円、令和6年が2億7,800万円、今回が4億7,885万7,000円とこういう形で、年を追うごとに大分金額が大きく増加しているかなど。ついては、これの背景といいますか、要因ですね。先ほどの説明も分かるんですけども、金額的に倍々という感じであるかなということで、お尋ねをしたいなと思います。

○委員長 風間福祉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

自立支援給付費についてですが、先ほども説明したんですが、グループホームの利用というのが大きく伸びて、それが支出増の原因になっています。これに伴って、日中活動である生活介護ですとか就労継続支援B型というのが、併せて伸びているような傾向にございます。

また、国の報酬の改定ですとか、また、各種加算の拡充も支出の増加につながっているものと考えております。

以上でございます。

○3番 岩崎委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○3番 岩崎委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

野本副委員長、お願いいたします。

○副委員長 同じ部分で、金額は確かに、今、岩崎委員からあったように、年々大きくなっているところもあって、議案が出た後に、私も担当課のほうにこの部分の理由を聞いた中で、私の認識では、今まで家庭の中で親が見ていた障害のある人がいると。ただ、親が高齢化してきているために、もう自分たちが見られなくなっているから施設に入りたいという要望やリクエストというのは増えてきている状況がある。そういうところからも、年々この部分が増えてきている要因になっているというお話を担当の職員さんから聞いたんですけれども、この認識は合っていますか。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 今、委員さんおっしゃったとおりでございます。

○委員長 野本副委員長。

○副委員長 分かりました。

その上で、私も説明があったように、地域移行と申しますか、なるべく施設から地域で暮らしていこうという動きがあるのは、それはいいことだと思っております。そう考えると、この傾向というのはもうしばらく続いていくんだろうなど。

この間に、実際に障害福祉施設や関係の福祉施設とかで働いていたりする人とか、あるいは当事者の方々にこの現状についてどう思っていますかと聞いてみたところ、地域移行という方向性としてはいいんじゃないかと。

ただ、1つ言われたのが、こんな問題があると思うと。それは、今、グループホームというのがどんどん増えていく際に、中には利益を追求していくような、民間の事業者というのはもちろん利益を追求しなきゃいけないので。そうなった場合に、つまり、手のかかる重度の障害のある方というのが、行き場がなかなか見つからないという状況も生まれているんだと。これはどういうことかという、運営する側からすると、障害の等級とかによって、お金の入りは変わってきますよね。それと同時に、運営する側からすれば、なるべく手のかからないという、これは言い方すごい問題あると思いますけれども、要はケアすることに負担の少ない利用者を自分の施設に入れたと思う部分は多分あるんだと思うんです、利益を追求する場合。

それで、これからもホームが増えていくという状況がある中で、市として新しいホームができましたとかホームが増えてきましたというときに、事業者に対して、ちゃんとどんな人でも受け入れてくださいねとか、障害のケアのしやすさにくさとかで選ばないという基本的な部分というのは、しっかり伝える必要があると思うんですけれども、やっているとは思

うんですが、その部分についての市の認識というのを伺いたい。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 お答えいたします。

グループホームの新設等につきましては、市のほうでも意見書、そういったものを提出はしております。そういった中で、現在ですと、障害者計画の数値目標との整合性などを図っていくというところを一番のポイントにして、意見書などを提出させていただいているんですが、今、委員さんおっしゃっていただいたようなことも、今までも必ず事前に相談も来られていますので、そういった話も担当からさせていただいております。

今後も十分その辺を意識した上で、事業の新設等につきましては対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○副委員長 よろしく申し上げます。

以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

橋本委員。

○1番 橋本委員 障害者福祉費の中の自立支援サービス給付費ですけれども、主なサービス内容をお聞かせ願いたいんですが。金額も大きいんですが、金額でも件数でもどちらでも構いませんので、主なサービス内容についてお聞かせ願います。

○委員長 風間福祉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

先ほどから、自立支援給付費につきましては、生活介護、就労継続支援B型、生活介助などの利用者の増加が今回の支出が増えている原因ということで説明させていただきました。

生活介護につきましては、常に介護を必要とする方に、通所して、昼間は入浴とか排せつ、食事の介護を行う。また、創作活動とか生産活動を行うようなサービスでございます。対しまして就労継続支援につきましては、一般の企業で働くというのが少し困難な方に働く場を提供して、知識とか能力の向上のために必要な訓練を行うようなサービスでございます。

最後にグループホームですが、夜間や休日、共同生活を行う上で、相談、日常生活上の援助を行うものでございます。

サービスの内容としては、以上のようなことになっております。

○委員長 1番 橋本委員。

○1番 橋本委員 ありがとうございます。

ということは、就労支援などに関しては、例えばB型とかというのにも含まれるのかどうかですけれども、そういうところの施設に対して支援給付費をお支払いするということでよろしいのでしょうか。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 委員さんお見込みのとおりでございます。

○1番 橋本委員 ありがとうございます。

以上です。

○委員長 では、ほかに質疑ございますか。

養田委員。

○4番 養田委員 ご説明いただき、ありがとうございました。

2点ほど質疑させていただきたいんですけれども、福祉課の関係経費で返還金とあるんですけれども、返還金についてもうちちょっと詳細に説明をお願いします。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 お答えいたします。

先ほど説明ございました令和5年度の請求誤りに係る部分が、国庫が16万4,363円、県への返還金はその2分の1で8万2,182円。次に、児童通所関係の返還金が、国庫が51万351円、県費が25万5,176円。次に、医療関係、更生医療の返還金ですが、国庫が548万1,896円、県費のほうは222万948円。

それと、自立支援の支払審査のほうのシステム改修の返還金の国庫が39万6,000円。生活保護の扶助費関係の返還金の国庫が1,765万7,438円。それと、生活困窮事業の関係ですね、こちらが7万4,000円、合計で2,684万3,000円の計上となっております。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 詳細なご回答ありがとうございます。

もう1点ですけれども、後期高齢者医療事業費のほうですけれども、健康診断助成金ということで、約300万円ぐらい補正を組んでいるんですけれども、何名分の助成を組んだんでしょうか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 こちらの部分、何名分かというところですが、健康診断の助成は、人間ドック、脳ドック、併診ドックの助成になりまして、106人分の追加を予定するものでござい

まして、内訳といたしましては人間ドックが64人、脳ドックが31人、併診ドックが11人のものを追加するものでございます。

以上です。

○委員長 大丈夫ですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第75号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はございませんので、これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第75号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 17分 休憩

午前 10時 30分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第81号について

○委員長 次に、議案第81号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、吉田課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 それでは、議案第81号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の74ページをお願いいたします。

主な改正内容としては2点ございまして、1点目は、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、虐待対応の強化を図るため、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待等の発見時の通報義務等と同様に、保育所における虐待への対応についても新たに仕組みを設ける必要があることから、児童福祉法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

2点目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、母子保健法に規定する健康診査の内容が利用開始時の健康診断の全部または一部に相当すると認められ、家庭的保育事業所等の長がその結果を把握した場合は、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとされたため、条例の一部を改正するものです。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表の14ページをご覧ください。

第12条において、引用条項ずれに伴う整備を行うものです。

第17条第2項において、家庭的保育事業者等が、母子保健法に規定する健康診査の内容が利用開始時の健康診断の全部または一部に相当すると認められ、その結果を把握した場合に、健康診断の全部または一部を免除することができる規定を定めるものです。

議案書の75ページに戻りまして、附則ですが、本条例の施行期日は、公布の日とするものです。

以上で議案第81号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第81号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 まず、分かったところもあったんですけども、もう1度伺いたいんですけども、健康診査って調べると、母子保健法ということで、自治体がやる健康診断みたいなことで書いてあるんですね。健康診断というのは何か企業がやるようなことを、普通の一般論として調べてきたんですけども、まず、今回の条例改正を簡単に説明していただきたいんですけども、健康診断のね、お願いします。

○委員長 吉田課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 今回、まず現在の規定では、児童相談所等において行う乳幼児の開始前の

健康診断の内容というのが、こちらは児童を一時保護した場合に実施する健康診断等もありますが、実施すべき健康診断の全部または一部、こちらが学校安全保健法に規定する健康診断に準じて行わなければならないと規定されているものです。それが、市町村が行う乳幼児健康診査の内容、こちらが先ほど言いました母子保健法が追加で拡充されまして、市町村が行う乳幼児健診の診査の内容、法定健診である1歳6カ月とか、3歳児健診についても健康診断の対象に含めるという形に改正するものです。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 市町村が今行っている1歳6カ月診断だとか3歳児健診が、これは住んでいる方が全員その自治体で受けることになっているので、全ての子どもが受けている健康診断ですよ。どういうときに、例えば保育園に入るときだとか、今までそれが駄目だったんだけどもできるようになったのかということだと思えますけれども。この条例が生きるのはどういうときですか。

○委員長 吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えします。

まずは、各保育園に入所するとき、園で定期健康診断も対象になります。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 保育園に入るとき、必ず診断書が必要だったと。今までは、自治体で行っているのは対象外だったけれども、これが認められるというのが1つ。

それと、定期健康診断も対象というのはどういうことですか。

○委員長 吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長 先ほど言いましたように、乳幼児に対する健康診査というものが、各園に入園している方でも受けますので、それが定期の健康診断または臨時の健康診断にも適用されるということです。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 乳幼児の健康診断って市町村がやっているものですよ。それ以外で健康診断、児童福祉法のほうはどういうときに受けるものですか。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 各園で定期的に行っているものです。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。

各園で受けるものは児童福祉法に基づいたもので、市町村がやるものが母子保健法に基づいているもので、同じつながりがあるようで、このところは別物だったと。それが、結局、この条例が通ることによって、市町村が行う乳幼児健診においても、各園で行うものと同じということであるということによろしいですか。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 おっしゃるとおりです。

○2番 齊藤委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

野本副委員長、お願いします。

○副委員長 1つ目の虐待への対応を強化していくということだと思うんですけども、具体的に何をどのように対応が強化されるというか、その部分が分かればお願いします。

○委員長 熊谷部長。

○健康福祉部長 お答え申し上げます。

今回の改正の契機として、児童福祉法が改正されております。法律に基づく措置としては、虐待の対応の仕組みが変わっているんですけども、今回の改正の内容としては、こちらの基準で虐待防止のために取り組む事項というのは変わっていません。ただ、法律の中で、虐待の類型が定められておまして、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、精神、4類型定まっているんですけども、その4類型を今回の条例の中で引っ張っているんですけども、その条項にずれが生じたので今回改正しているということで、市のほうで事業者に対する基準として、求めている内容としては変わらないで、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○副委員長 以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。

村田委員。

○5番 村田委員 虐待の関係ですけども、今、私も認識不足ですけども、認可保育園はカメラは設置されているのでしょうか。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 全ては把握しておりませんが、以前も申し上げます。まず、公立については全てカメラございますし、今年度ありました事案を受けまして、保育園の園長部会等で、そういう防犯対策等も強化していただくようにお話ししてありますので、入っている園もございます。ただ、全てを把握しておりません。申し訳ありません。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 一例を挙げますと、もう30年ぐらい前ですけれども、市内の家庭保育室に預けている子どもさんが、保護者が迎えに行くと頭がいつもぬれていたと。気にもしなかつたんですけれども、家庭保育室に送るときに、成長して2歳から3歳ぐらいで、泣きながら預けていたんですね。仕事が夫婦共稼ぎで、どうしても預けなくてはならないという中で、その子が30年たって成長し、その話をされたんですよ、水をかけられていたと、頭から。それは虐待ですよ、身体的な虐待。その保護者も特に、過ぎた話だけれども、迎えに行くたびに頭ぬれているな、どうしてかなというのは思いながらも、もう時間が過ぎてしまい、要するに心に傷を持ってるといえるのか、忘れられない出来事だったと、子どもがね。

ですから、認可している、最低でもそういう園には、何かあったときの1つの抑止力になるので、そういうことを、この条例改正せつかくするんですから、その辺厳しくといえるのか、その辺考えたほうがいいかなと思ひまして、話をさせていただきました。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 ありがとうございます。

まずは、施行されましたら、改正内容を全ての園にまず通達するとともに、その趣旨をしつかり鑑みて保育に当たるように通知してまいりたいと思ひます。

○委員長 では、今回を契機に強化していただければと思ひます。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第81号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第81号 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第82号について

○委員長 次に、議案第82号 行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、吉田課長。

○子ども未来課長 それでは、議案第82号 行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の76ページをお願いいたします。

主な改正内容といたしましては、こちらも2点ございまして、1点目は、先ほどご説明いたしました議案第81号の内容と同様になりますが、保育所等における虐待等の不適正事案が相次いでおり、虐待対応の強化を図るため、児童養護施設や障害児等施設、高齢者施設の職員による虐待等の発見時の通報義務と同様に、保育所における虐待への対応についても新たに仕組みを設ける必要があることから、児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

2点目は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴う用語の整備に対応するため、条例の一部を改正するものです。

具体的内容につきましては、新旧対照表の15ページをお願いいたします。

第13条において、児童福祉法の引用条項ずれに伴う整備を行い、他の条項につきましては用語の整備を行うものです。

議案書の77ページに戻りまして、附則ですが、施行期日は、令和8年4月1日から施行し、第13条の改正規定は公布の日から施行するものです。

以上で議案第82号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第82号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 2点、質疑をさせていただきます。

まず最初に、条文の中の「事業者」を「事業所」へということで改めるということで書かれていますので、この事業者、「者」を「所」に変えるという部分が何で変えたのかというところをお尋ねしたいのが1点と。

あとは、第20条第3項中にとということであるんですけども、「係る利用定員」に係る利用定員括弧して子ども云々ということで、括弧書きで特定をしているかと思うんです。この辺の、何で細かく利用定員の部分を特定するのかという、この背景といいますか理由というんですか、この2点につきましてご説明をいただけるとありがたいです。

以上です。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 お答え申し上げます。

今回のこちらの改正につきましては、どちらも国の法令関係、内閣府令関係が改正されることに伴い改正するものでございまして、まず「者」を「所」と変えるところについても、もとのものがそういう形で、国のほうから通達が来ておりますので、大変申し訳ありません、その細かいシステムはこちらのほうは把握しておりません。それに基づいて用語の整理を行ったもので。

2つ目につきましても、こちらも内閣府令により、そちらの文言を追加するように、多分、具体的に基となる法律を明記する必要があると判断したものだと思えて、こちらを追加しているものでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

熊谷部長、お願いいたします。

○健康福祉部長 「事業者」と「事業所」、あまり本質的な、言葉の定義としてそこまですごく差があるというわけではないですけども、事業者は、いわゆる会社を指すと、事業所になると場所を指すということで、厳密な事業者となると、会社になるので法人だとか、そういう意味で一般的には捉えられると。事業所になると場所になるので、園とかという意味になります。

事業者は、個人であっても法人であっても、そこは両方含み得る言葉になっています。

もともと国のほうで基準をつくったときには「事業者」になっていたわけですがけれども、今回の基準が設備運営に関する基準になりますので、いわゆる施設としての基準を満たすかどうかというところを確認するに当たっては、法令上も「事業所」のほうが適切だろうというような考えが恐らくあるのではないかなと思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 これは、前号と同様にと、前号は家庭的保育施設のことをいって、ここは保育園のことをいっているということでもいいんですか。第81号と第82号の違いです。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 お答え申し上げます。

第81号は家庭的保育事業で、第82号は保育園というよりも、乳児等通園支援事業なので、こども誰でも通園制度を行う事業所ということです。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 第82号は、こども誰でも通園制度のことを言っているんですか。ということとは、第81号は家庭的保育って、保育園全体を指すように捉えられないですけども、その違いが分からない。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 お答えします。

今回、委員会に付議された以外で、うちのほうから第80号から第83号までございまして、第80号がまず特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ということで、こちらが保育園で、第81号が家庭的保育ということで小さいところ、今回は第82号が乳児等通園支援事業ということで、こども誰でも通園制度に限ったというところの条例の改正ということです。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 保育園に関しては第80号だったということですよ。でも、第80号は付託されていないので、家庭的保育とこっちは誰でも通園制度の話をしていると。でも、内容的には全部一緒だということですね。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 では、他に質疑はございませんので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第82号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第82号 行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第85号について

○委員長 次に、議案第85号 行田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、吉田課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 それでは、議案第85号 行田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について説明いたしますので、追加議案書の1ページをお願いいたします。

現在、本市では、生後6カ月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる、こども誰でも通園制度を令和6年度から実施しています。

こども誰でも通園制度は、今年度より、児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業として実施しており、令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、全国で本格実施され、乳児等通園支援事業者は法に基づく運営に関する基準を満たすことが必要となります。

事業者に対し給付を行うに当たり、市町村は、国が定める基準に従い、または参酌して事業の運営に関する基準を定め、特定乳児等通園支援事業者の確認を行うこととされております。

今般、子ども・子育て支援法に基づき、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が新たに公布され、令和8年4月1日から施行されることとなったことから、本市に

おける基準を定める条例を新たに制定するものです。

それでは、条文の内容につきまして順次ご説明申し上げますので、議案書の2ページをお願いいたします。

第1条は、条例の趣旨について規定するものです。

第2条は、「特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ子どもの保護者の経済的負担の軽減について、適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。」とする運営に関する一般原則について規定するものです。

第3条は、一月当たりの利用定員に関する基準について規定するものです。

第4条は、特定乳児等通園支援事業者による保護者との面談について規定するものです。

第5条は、正当な理由のない提供拒否の禁止について規定するものです。

第6条は、特定乳児等通園支援事業者は、市長が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない旨について規定するものです。

第7条は、乳児等支援支給認定証に規定された事項の確認について規定するものです。

第8条は、乳児等支援給付認定申請に係る援助について規定するものです。

第9条は、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況等について、把握するよう努める旨について規定するものです。

第10条は、特定教育・保育施設等との連携について規定するものです。

第11条は、特定乳児等通園支援の提供の記録について規定するものです。

第12条は、各種支払いについて規定するものです。

第13条は、乳児等支援給付費の額に係る通知等について規定するものです。

第14条は、取扱方針を定め、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない旨について規定するものです。

第15条は、特定乳児等通園支援に関する評価等について規定するものです。

第16条は、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談及び援助について規定するものです。

第17条は、緊急時等の対応について規定するものです。

第18条は、保護者が不正の行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、市へ報告する旨について規定するものです。

第19条は、特定乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない旨について規定するものです。

第20条は、特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない旨について規定するものです。

第21条は、利用定員の遵守について規定するものです。

第22条は、重要事項の掲示等について規定するものです。

第23条は、差別的な取扱いの禁止について規定するものです。

第24条は、虐待等の禁止について規定するものです。

第25条は、秘密保持等について規定するものです。

第26条は、特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供について規定するものです。

第27条は、利益供与等の禁止について規定するものです。

第28条は、苦情解決について規定するものです。

第29条は、地域との連携等について規定するものです。

第30条は、事故発生の防止及び発生時の対応について規定するものです。

第31条は、会計の区分について規定するものです。

第32条は、記録の整備等について規定するものです。

第33条は、電磁的記録等について規定するものです。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和8年4月1日とするものです。

以上で議案第85号の細部説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第85号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 基本的なところから聞いてもいいですか。

本市は、2年先取りしてこども誰でも通園制度を今も実施していますけれども、そのときは何に基づいて運営していたのか。今度は全国的にやるので、こういう条例が必要だということだと思っんですね。現在、何に基づいて運営しているんですか。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 今年度、昨年度につきましては、試行的事業として実施していく中では、国のほうで定められている要綱ですとか、そういうものに基づいておりまして、来年度から国のほうで、正式に法律に基づいて市のほうでも条例を定めて行うものです。

○委員長 補足で、熊谷部長。

○健康福祉部長 補足をさせていただきます。

まずは、国の試行的な事業ということで令和6年度は実施しておりました。これは、完全なる試行的な事業ということで、実際の運用ですとかは市町村の裁量があったわけですが、ただ、運営に当たっての補助金の交付は国のほうからございましたので、一定のルールの中で基づいて実施しておりました。

令和7年度今年度ですけれども、児童福祉法に基づきまして乳児等通園支援事業ということで、こども誰でも通園制度が法律に基づく事業として位置づけられております。ですので、先般、今年の3月定例会において、法律に基づく事業として市町村は認可を行わなければなりませんので、その基準の条例を出ささせていただきますして、市のほうでは3月に子ども計画をつくっております。計画にこども誰でも通園制度という事業を位置づけまして、その計画に基づく事業として、法律に基づく基準を満たし、今年度は事業を実施しているという段階でございます。

○委員長 ありがとうございます。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 最初の1年は試行的なので、自治体の裁量で要綱に基づいてやっていたけれども、令和7年度から児童福祉法が入ってきたので、今年度は法律に基づいて認可を与えてやっているということで、それでまた来年は全国的に実施するというので、さらなるこういう条例が必要だということで、そこまでは分かりました。

それで、今回の来年に向けてのこの条例ですけれども、一番気になるのは、子ども支援法に基づくんだけれども、参酌してというのはある程度柔軟性があるかと、自治体の裁量が、要は長所を取り入れて判断しなさいということだと思うんですけれども、それって、本市の場合はどういうところに反映されているんですか。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 お答え申し上げます。

確かに、地域の実情において条例を定めるものとなっておりますが、本市においては、これまで先行的に事業を実施してきた中で、保護者ですとか事業者からの意見において、今回

の国の基準と比較した段階で、そこに上乘せすべき事業というのが特段見当たらなかったということがありまして、実施施設の拡大に向けてハードルをこれ以上高くする必要もないのではないかと考えておりますことから、今回は国の基準に準じて条例のほうを制定しようとしています。

○委員長 2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、特段、行田市での参酌を取り入れた部分は今はないという。ただ、課長の話だとハードルを高くすると、事業所に関しての今話をされているんですけども、市として、参酌するところというのはないですかということでは聞いていますね。

ハードルを上げるとかじゃなくて、市として保護者に対して、こども誰でも通園制度がほかの自治体よりもこういうところがいいんだというようなところはないですか。何もなければ、何も考えていないのか。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 お答え申し上げます。

まず、県内で今、こども誰でも通園制度を実施している自治体はまだ数少ない中で、先ほど申しましたが、まずは今、実際に利用されている保護者の方とかからも意見等をお伺いして、いろんなご意見を伺っております。ただ、その中で、まずは国のこの制度に基づいて実施をしながら、本市として、また、新たに必要な部分等があれば検討しながら、見直すなり、対応を考えていきたいと考えております。まずは、国の基準に沿った形で進めていきたいというのが本市の考えです。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 今、国の基準って、私の認識が古いかもしれない。たしか最初、月10時間ぐらいで始めたかなと思うんですけども、そういった時間の制限というのは、そういうところまで決められているんですか、国の基準というのは。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 基準では10時間となっております。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 私が今言っているのは、例えば月10時間の部分だとか利用料の部分だとか、まだ行田市って決まっていらないですよ。これから、何か決めるようなことを本会議の質疑で言っていた気がするんです。そこまでまだ決めていないはずですけども、そういったところで、参酌すべき基準というののにつてくるのかなと思うんです。そういったところで、

他市よりの差別化というか、本来は10時間だけれども15時間いいんだとか、そういうところで現れてくるのかなと思う。そういう意味じゃないのか。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 今回、全てが参酌すべき基準というのではなくて、中には従うべき基準というのもありまして、利用定員ですとか、そういうものもあります。

○委員長 熊谷部長、お願いします。

○健康福祉部長 補足でお答えさせていただきます。

まず、今回の新規制定ということで出させていただいている基準のまず位置づけについて申し上げますと、来年度から給付化されるに当たりまして、市のほうから事業所に対して、運営に当たっての費用を財政措置ということで給付をさせていただくんですけれども、当然ながらどういった事業所に対して、いたずらに配るわけにもいかないので、その事業所の確認を行うための基準となっております。

ですので、確認の観点としては、その事業所がどういう運営をするのかというところ、定員をきちんと定めて市のほうに出すですとか、事業所としての運営規程を定めなければいけないですとか、そういったことを基準として設定をさせていただいた上で、事業所がきちんとそういった対応を取れているかというものを確認するための基準となっております。

その上で、今のご質問の趣旨としては、こども誰でも通園制度の事業自体をどう運営していくかということだと思います。それは事業所ということだけではなくて、利用者も含め、あるいは市としての制度設計も含め、どうしていくのかというご質問だと思います。

まず、利用時間につきましては、先般、国のほうの内閣府令において、月10時間というところが定められましたので、この制度としての利用上限というものは、まず10時間というところになります。

先ほど、施設に対して給付をするというところで申し上げましたけれども、別途その利用料というところは、議論がまだ残されている部分になります。今、国のほうで検討会が進められておりまして、保護者のほうから利用料をどう頂くかというところについては、今後、国のほうから通知等で詳細な内容が提示されることとなっておりますので、それを踏まえて、さらにその事業全体の具体的な内容は、精査をした上で、来年度からの本格実施までに整理をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 私としては利用者ってどうしてもそういう観点ができてしまうんだけど、これは市と事業所間の条例としていうことで、よく分かりました。

月10時間という縛りがあるというところで。それってというのはまた別に、運用については何か出てくるんですか。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 お答え申し上げます。

今回、先ほど言いましたように、まず運営に関するものであって、それが細かい部分というのはまだ、現在、国のほうで最終的な部分というのについてはまだ検討されております。

先ほど部長のほうからもありましたように、利用料ですとかほかの部分というのは、今後示されてきますので、それに合わせて、必要な条例なり、必要な規則等なりはこちらのほうで整備してまいります。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 ということは、運営に関しても、国で全体でやるので、何かしら示されるということはもう分かっているんですね。でも、4月から始まるということは、もう3月までには運営に関しての何かしらのものが出てくるということで、私が多分一番気にしているのはそっちの運営のほうなので、これに関しては分かりました。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 何点かございます。1点1点お尋ねさせていただきます。

まず1つは、今回の第85号の条例につきましては、対象が事業者になっていますね。

条例の先ほどの第81号とか第82号につきましては、「者」から「所」に変わるということでございましたので、揚げ足を取るんじゃないですけども、「事業者」ということでいいのかどうかというところについて、まず確認というかお尋ねしたいと思います。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 お答え申し上げます。

こちらは、子ども・子育て支援法において、第54条の3で特定乳児と通園支援事業者とあっておりますので、「者」という形で今回は間違いございません。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ということやられると分かりました。

続きまして、第24条の虐待等の禁止のところですけども、職員は、虐待というそういう行為をしてはならないという部分は当然分かるんですね。

これにつきまして私が聞きたいのは、発見者が市とか県、こういったところに通報という部分が、そこまでいかないと意味がないのかなと思うんですけれども、この通報云々という文言を加える必要はないのかというところをお尋ねしたいと思います。

○委員長 吉田課長、お願いします

○子ども未来課長 まず、今回は、先ほど申し上げましたように、参酌に基づいて載せさせていただいて、確かに通報義務の部分については、今回の条例も、併せて改正する第82号もですし、保育のほうでも立てつけは同じで、通報義務というのは載っていません。条例にのせるか、規則等でのせるか、あるいはどうするかは、また今後、こども誰でも通園制度の細かい部分というのはまだ出てきますので、その辺をどのような形で明記するかは、今後出てくる情報も精査しながら検討してまいりたいと思います。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 よろしくをお願いします。

ただ、1点、第2条のところ、事業者は、市とか県とかこの辺と密接な連携に努めなければならないと、こういう文言が2条に入っておりますので、この辺のところをうまく何というんですか、応用とかしていただければいいのかと思ったりもします。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 具体的には、条例というよりも、令和5年5月に国のほうで策定した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」、こちらのほうに不適切な保育や虐待の判断基準、対応フローチャートなどが記載されておりますので、そちらを基にさせていただきたいと考えております。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、もう2ついいですか。

○委員長 分かりました。どうぞ続けて。

○3番 岩崎委員 あと2つありまして、確認ということで、非常に初歩的なものですが、行田市特定乳児ということで、この特定が何かという部分ですね、教えていただきたいなと思います。

○委員長 熊谷部長、お願いします。

○健康福祉部長 お答え申し上げます。

端的に申し上げれば、子ども・子育て支援法に基づく給付措置の対象となるものの定義と

して、保育園であれば特定教育・保育給付施設となりますし、こども誰でも通園制度であれば特定乳児等ということで、何と申しますか、確認を受けた事業所を特定するための用語として使われているという趣旨になります。

以上でございます。

○3番 岩崎委員 分かりました。

○委員長 大丈夫ですか。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。

あと、最後の、第28条の3項に「市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。」という、市が実施する事業って具体的に何かというのを教えていただくとありがたいんですけども。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 こちらは、本市では窓口での相談等を受けることによって、苦情に対応することを想定しております。そういうものを事業という形で捉えていただければと思います。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 苦情に関して、結構です。分かりました。

○委員長 大丈夫ですか。

○3番 岩崎委員 以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしますと、現在5園、誰でも通園制度やっているんですけども、そうすると、今、民間事業者にお任せしている状況ですけども、せっかくこれを、今、全国的な基準としてつくっている行田市として、公立3園の可能性ですよね。私も実態知っていますけれども、大変なお子さんて公立が受皿になっている実態があるわけですね。そういったときに、こども誰でも通園制度も同じだと思うんですよね。公立3園がやらないで、民間だけにというのもどうなのかなと思いますので、その辺どのように考えるのか、お願いします。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 お答え申し上げます。

今後、国の制度として園を拡大していく中では、ただ単にスペース的なものも必要ですし、市でやる場合は条例の改正等も必要です。ただ、委員おっしゃるように、民間だけというわけにはいきませんので、その辺は利用者のニーズ、あとはそういう基準等を精査しながら検討

してまいりたいと思います。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

養田委員。

○4番 養田委員 ご説明ありがとうございました。

大きく2点ほどあるんですけども、1点目が、第5条の正当な理由のない提供拒否の禁止というところがあるんですけども、「申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」とあるんですけども、この正当な理由というのは、どのようなものを例えば想定できるんでしょうか。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 お答え申し上げます。

具体的にこれだというものはないですが、園があくまで受け入れる中で、受け入れる体制的なものが整えられなかった。人数はありますが、急な理由で整えられない場合ですとか、あとは社会通念上好ましくないような事案ですかね。そういうところが正当な理由となりますが、具体的に何というのが明記されておりませんので、その辺は、基本的にはよほどのことがない限りは受けていただくというのが原則と捉えております。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 分かりました。基本的には受け入れるということでした承しました。ありがとうございます。

もう1点ですけども、新しい条例を見ると、個々の箇所には研修という言葉が書かれているんです。例えば、こちらの第2条の4の中にも、研修の実施を講じるように努めなければならない。さらに、第20条の3の中にも、「職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない」。さらに、第30条の1の(3)にも、「事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと」という、研修というワードが3つ出てきているんですけども、これというのは、誰でも通園制度に対して何か新しく研修を講じることがあるということでしょうか。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 こども誰でも通園制度は、通常の保育と違いまして、毎日同じお子さんが来るわけではございませんし、時間的にも短いと、特殊な事情がありますので、通常の保育とは違う対応は必要になる、あるいは通常の保育とは違って、安全性に配慮すべき内容等も出てくるかと思っておりますので、そこら辺の部分をしっかりと研修をした上で受けていただく必

要があると思いますので、そこの部分に限って研修という形で載せさせていただいております。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。

この研修というのは、例えば市が主催するとか、それとも別に何か主催があってやる研修なのか、どのような研修のことを指すのでしょうか。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 特に、定めで市がやらなくてはならない、事業者がやらなくてはならないというものはありませんが、県とか保育関係とか、いろんなところで研修がありますので、そういう場を活用していただきたいと考えております。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

副委員長、お願いいたします。

○副委員長 こども誰でも通園制度の一番の目的は、ふだん保育所に行っていない子どもたちに質のいい保育を与えること。それから、もう1つが、子育て世帯への負担軽減というところが主な2つですけれども、国の出している文章とかいろいろ見てみると、なるほどなと思ったのは、もう1つ、この制度を実施するに当たって、どういう家庭が支援が必要なのかというのをある程度見定める機会になるということを行っているんですね。

つまり、行田市の場合は、この制度の対象になるお子さんが大体500名前後いると。そのうちで、本会議でお答えいただきましたけれども、130名前後が今登録をしているということで、そのぐらいの割合の方がこの制度を必要だと思っている。実際に使ってる人というのも、その中である程度把握ができるわけなので、そういうふうにして今、ゼロ歳、1歳、2歳の子どもを育てている家庭の中で、どこの家庭がより支援が必要なのかみたいなのところを見ていくと。それによって、虐待とかそういうところを予防していくとか、そういうことが期待されているというのが国の中にも書いてあるんですけれども。

お聞きしたいのは、1つは、今1年半ぐらいやっている中で、そういった部分のこの制度の機能というか役割というか、そういう部分を市として何か実感するような、事案とか事例とか、そういうことがあったのかなかったのかというのが1つです。

それから、来年度から本格実施ということで、その部分の機能というのは、各事業所は、全体を把握するのがなかなか難しいと思うので、この部分は市が全体を網羅的に見ていきながら、どのご家庭が結構大変そうだなとか、そういうところには何らか、もっと福祉的なケ

アが必要かなとか、それは市が見ていく必要があると思うんですけども、そういった部分、市としてしっかり見ていくお考えがあるのかどうか、その部分をお聞きします。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 お答え申し上げます。

まず、1点目ですが、支援が必要な家庭が、この事業によって把握できたか、あるいはそういうのをどのように捉えられたかということですが、直接こちらのほうで保護者の方とかお話しはしておりませんが、いろいろアンケートを取っていく中では、保護者の方から、預けることによって心に安心ができたとか、そういう安心感ですとか時間に余裕ができたとかと、そういうお声をいただいておりますので、そういうところからは、何かあったときの必要な家庭の、虐待に続く育児疲れとか、そういうのにはこの制度というのは大きな効果をもたらしているのではないかなと思います。

○委員長 熊谷部長。

○健康福祉部長 お答え申し上げます。

支援が必要な家庭というのは当然いらっしゃると思っております。委員おっしゃるとおり、子ども誰でも通園制度がふだんお家で子育てをされている家庭で、なかなか社会とのつながりがない中で、保育園に通って他者とのつながりができたりするということで、支援が必要ですか、通常と異なるですか、そういったことに気づく機会が増えていくと思っております。

園に対しても、そういった保護者ですとか子どもの様子を把握するということは基準の中にも入っておりますけれども、それを受けてどう対応するかというのは当然市の役割というのが大きいかなと思っておりますし、各園と連携をする中で、支援が必要な家庭に対するアプローチというのはしっかりやっていかなければならないと考えています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第85号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申し出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第85号 行田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって健康福祉常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午前 11時 34分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長 田 中 和 美